

官報

号外

平成十一年十二月九日

○第百四十六回 衆議院會議録 第九号

平成十一年十二月九日(木曜日)

議事日程 第八号

平成十一年十二月九日

午後零時三十分開議

- 第一 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 第二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(第百四十五回国会、内閣提出)
- 第三 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第四 千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第五 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)
- 第六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会、中野寛成君外五名提出)
- 第七 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出)
- 第八 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)
- 第九 中小企業関係法律の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 日程第二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(第百四十五回国会、内閣提出)
- 日程第三 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第四 千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第五 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)
- 日程第六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会、中野寛成君外五名提出)
- 日程第七 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出)
- 日程第八 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)
- 日程第九 中小企業関係法律の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十二分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
日程第二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(第百四十五回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、国と民間企業との間の人事交流に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。内閣委員長植竹繁雄君。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
国と民間企業との間の人事交流に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔植竹繁雄君登壇〕

○植竹繁雄君 ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、我が国における動物の保護及び管理につきましては、昭和四十八年に動物の保護及び管理に関する法律が制定され、これに基づき所要の措置が講じられてきたところであります

が、法制定から三十年近くなった現在、動物、特に犬や猫などのペットを、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生のパートナーとして扱う人がふえてきております。その一方で、無責任な飼い主によるペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは小動物に対する虐待等が後を絶たず、これが社会問題となるに至っております。

また、動物の保管、管理に適正を欠くため、動物による人への被害も、減少傾向にはあるものの、いまだに年間七千件ほど発生するに至っております。

このような現状にかんがみ、動物の保護及び管理に関する規定が、所有者または占有者の努力義務規定にとどまっている現行法では、動物の十分な保護及び管理ができなくなってきたと、これを抜本的に改善する措置を講ずることが急務であると考え、ここに動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、本案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を動物の愛護及び管理に関する法律に改めることとしております。

第二に、動物の所有者または占有者は、命あるものである動物の所有者等としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、または保管することに努めなければならないこととしております。

第三に、動物販売業者は、販売に係る動物の購入者に対し、動物の適正な飼養または保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならないこととしております。

第四に、畜産農業に係るものを除く哺乳類、鳥類、または爬虫類の飼養施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、飼養施設を設置する事業所ごとに、氏名または名称及び住所等を都道府県知事等に届け出なければならないこととしてお

平成十一年十二月九日 衆議院會議録第九号

ります。

第五に、動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために、飼養施設の構造、その取り扱い動物の管理の方法等に関し総理府令で定める基準を遵守しなければならないこととしております。

第六に、都道府県知事等は、動物取扱業者が基準を遵守していないと認めるときは改善勧告を行い、それに従わないときは改善を命ずることができるとしてあります。また、動物取扱業者に対し、飼養施設の状態等に関し報告を求め、または、都道府県等の職員に、飼養施設を設置する事業所等に立入検査をさせることができるとしてあります。

第七に、都道府県知事等は、多数の動物の飼養または保管に起因して、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、その事態を生じさせている者に対し、事態除去のために必要な措置をとる勧告を行い、必要な措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしてあります。

第八に、地方公共団体は、条例で定めるところにより、動物の所有者等の飼養施設に立入調査させる措置等を講ずることができるとするとともに、立入検査または立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護担当職員を置くことができることとしてあります。

第九に、都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができることとしてあります。

第十に、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する等、罰則を強化することとしてあります。また、愛護動物として、爬虫類に属するものを追加することとしてあります。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案外一案 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件外一件

を追加することとしてあります。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしてあります。

本案は、去る七日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、当委員会において、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の提出に伴う決議が行われたことを申し添えます。

引き続きまして、国と民間企業との間の人事交流に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成九年三月六日付の意見の申し出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させること及び民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用することについて定めるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講じようとするものであります。

本案は、第四百四十五回国会の平成十一年四月二十八日に提出され、継続審査となっていたものでありまして、十二月三日統務庁長官から提案理由の説明を聴取し、去る七日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の各派共同提案に係る修正案が提出され、その趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決をいたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議ありませんか。本案を可決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議ありませんか。本案を可決するに御異議ありませんか。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒーマーケティング協定によって承認された千九百九十四年の国際コーヒーマーケティング協定の有効期間の延長の要請について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件、日程第四、千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒーマーケティング協定によって承認された千九百九十四年の国際コーヒーマーケティング協定の有効期間の延長の要請について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長井奥貞雄君。

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒーマーケティング協定によって承認された千九百九十四年の国際コーヒーマーケティング協定の有効期間の延長の要請について承認を求めるの件及び同報告書(本号末尾に掲載)

○井奥貞雄君 たいだいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、食糧援助規約について申し上げます。

本規約は、開発途上国に対して食糧を援助するという世界食糧会議の目標の達成を確保することを目的とする千九百九十五年の食糧援助規約が、平成十一年六月三十日に失効するに伴い、新規約の作成交渉が行われた結果、平成十一年四月十三日にロンドンで開催された食糧援助委員会において作成されたものであります。

本規約は、世界の食糧安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とし、その主な内容は、

加盟国は、開発途上国に対し、食糧またはこれにかわる現金をこの規約に定める年間量を最小限度として供与すること、

加盟国は、この規約による食糧援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うこと

等であります。

なお、我が国は、本年六月二十五日、この規約を暫定的に適用する旨の通告を行っております。

次に、国際コーヒーマーケティング協定の有効期間延長について申し上げます。

コーヒーマーケティング協定は、コーヒーマーケティングの安定及び需給の均衡を図ることを目的とし、昭和三十一年に作成されて以来、同協定の更新及び有効期間の延長を経て、千九百九十四年の国際

食糧援助規約の締結について承認を求

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

承認を求めるの件及び同報告書

コーヒー協定に引き継がれてきました。

九四年の協定は平成十一年九月三十日に終了することになっておりましたが、コーヒーに関する国際協力の継続と新協定の交渉のために時間的余裕を与えるため、平成十一年七月二十一日にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において、協定の有効期間の延長の決議が採択されました。

本件の主な内容は、協定の有効期間を平成十三年九月三十日まで二年間延長することであります。

なお、我が国は、本年九月二十四日、この協定を暫定的に適用する旨の通告を行っております。以上両件は、去る十一月十九日参議院より送付され、二十四日外務委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、同月二十六日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、十二月八日質疑を終了し、引き続き採決を行いました結果、両件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)
 日程第六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案(第四百四十五回国会、中野寛成君外

平成十一年十一月九日 衆議院会議録第九号

五名提出)

日程第七 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出)

日程第八 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、佐々木憲昭君外一名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第六、中野寛成君外五名提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案、日程第七、岡田克也君外三名提出、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第八、相沢英之君外八名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長金子一義君。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出及び同報告書)
 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出及び同報告書)

(本号末尾に掲載)

(金子一義君登壇)
 ○金子一義君 たいま議題となりました各案について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、佐々木憲昭君外一名提出の貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、いわゆる出資法及び利息制限法に定める制限利息を、元本の額に比し、約二〇%から二五%の範囲に改めること等としております。

第二に、過剰貸し付けの禁止、クーリングオフ制度、保証人の取り消し権、根保証契約に対する規制等の規定を設けること等としております。

次に、中野寛成君外五名提出の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、前国会に提出されたもので、その内容は、出資法及び利息制限法に定める制限利息を、元本の額に比し、約二〇%から二五%の範囲に改めること等としております。

次に、岡田克也君外三名提出の貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、過剰貸し付けの禁止、顧客等に対する契約締結前の説明の義務づけ、保証人の取り消し権等の規定を設けること等としております。

最後に、相沢英之君外八名提出の貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、保証人に対して、保証契約締結前及び追加貸付時における書面交付を義務づけることとしております。

第二に、保証業者等が弁済をした場合のこれらの者が行う求償権等に係る取り立て行為を規制すること等としております。

決すべきものと決しました。
 なお、相沢英之君外八名提出の法律案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。
 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第五、佐々木憲昭君外一名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。
 本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
 ○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第六、中野寛成君外五名提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案及び日程第七、岡田克也君外三名提出、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも否決であります。この際、両案の原案について採決いたします。

両案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
 ○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決されました。
 次に、日程第八、相沢英之君外八名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。
 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決されました。

平成十一年十二月九日 衆議院會議録第九号 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案外一案 議長の報告

は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第九 中小企業等の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第九、中小企業等の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案、日程第十、新事業創出促進法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長中山成彬君。

中小企業等の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

新事業創出促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中山成彬君登壇)

○中山成彬君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、我が国経済及び中小企業を取り巻く環境が大きく変化している中で、開業率の継続的低下など、我が国経済の活力の減退が懸念される状況になっていることにかんがみ、先般の中小企業基本法の改正を踏まえ、新たな産業や雇用を生み出す担い手であり、我が国経済のダイナミズムの源泉である中小企業等の事業活動の活性化を図ること、及びベンチャー企業の輩出を促進することを目的として提出されたものであります。

まず、中小企業等の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案につき

ましては、中小企業信用保険法等の中小企業関係七法律を一括して改正し、中小企業等の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入促進の支援、中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化等の措置を講じようとするものであります。

また、新事業創出促進法の一部を改正する法律案につきましては、ストックオプションにつき付与の上限を引き上げるとともに、外部の支援者に対しても付与することができるようとするほか、無議決権株式の発行要件を緩和する等、事業の成長発展を目指し、新たな分野の開拓を図る事業者を支援するための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る十一月三十日本委員会に付託され、十二月一日深谷通商産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取いたしました。同月三日両案を一括議題として質疑に入り、同日には参考人から意見を聴取する等慎重な審議を行いました。昨八日両案に対する質疑を終局し、討論を行い、それぞれ採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時散会

出席閣僚大臣

外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 宮澤 喜一郎君
通商産業大臣 深谷 隆司君
国務大臣 青木 幹雄君
国務大臣 統 訓弘君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

武藤 嘉文君 田中 和徳君
深田 肇君 畠山健治郎君
田中 和徳君 藤井 孝男君
谷川 和徳君 坂本 剛二君
堀込 征雄君 家西 悟君
坂本 剛二君 谷川 和徳君
藤井 孝男君 武藤 嘉文君
家西 悟君 堀込 征雄君
畠山健治郎君 深田 肇君

地方行政委員

辞任

補欠

栗原 裕康君 奥谷 通君
杉山 憲夫君 宮本 一三君
藤本 孝雄君 野田 聖子君
富田 茂之君 中野 清君
宮本 一三君 杉山 憲夫君
奥谷 通君 栗原 裕康君
野田 聖子君 藤本 孝雄君
中野 清君 富田 茂之君

法務委員

辞任

補欠

熊谷 市雄君 大野 松茂君
枝野 幸男君 玄葉光一郎君
漆原 良夫君 若松 謙雄君
権藤 恒夫君 三沢 淳君
大野 松茂君 園田 修光君
園田 修光君 熊谷 市雄君
玄葉光一郎君 枝野 幸男君
若松 謙雄君 漆原 良夫君
三沢 淳君 権藤 恒夫君

大蔵委員

辞任

補欠

塩谷 立君 蓮実 進君
林 幹雄君 奥谷 通君
宮本 一三君 宮腰 光寛君
河村たかし君 石井 紘基君
仙谷 由人君 奥田 建君
中川 正春君 川内 博史君
一川 保夫君 中村 鋭一君
奥谷 通君 林 幹雄君
蓮実 進君 塩谷 立君
宮腰 光寛君 宮本 一三君
石井 紘基君 河村たかし君
奥田 建君 仙谷 由人君
川内 博史君 中川 正春君
中村 鋭一君 一川 保夫君

文教委員

辞任

補欠

松沢 成文君 島 聡君
島 聡君 松沢 成文君
根本 匠君 佐藤 勉君
根本 匠君 佐藤 勉君
江崎 鐵磨君 江崎 鐵磨君

厚生委員

辞任

補欠

根本 匠君 佐藤 勉君
根本 匠君 佐藤 勉君
江崎 鐵磨君 江崎 鐵磨君

農林水産委員

辞任

衛藤征士郎君

河井 克行君

宮島 大典君

森 英介君

補欠

森 英介君

宮島 大典君

河井 克行君

衛藤征士郎君

商工委員

辞任

中山 太郎君

中山 義活君

青山 丘君

矢上 雅義君

奥田 建君

三沢 淳君

補欠

矢上 雅義君

奥田 建君

三沢 淳君

中山 太郎君

中山 義活君

青山 丘君

予算委員

辞任

大原 一三君

村山 達雄君

志位 和夫君

不破 哲三君

平賀 高成君

佐々木憲昭君

小野寺五典君

木村 隆秀君

佐々木陸海君

春名 真章君

補欠

木村 隆秀君

小野寺五典君

平賀 高成君

佐々木陸海君

佐々木憲昭君

春名 真章君

村山 達雄君

大原 一三君

不破 哲三君

志位 和夫君

議院運営委員

辞任

大野 松茂君

松崎 公昭君

東中 光雄君

島山健治郎君

飯島 忠義君

石井 紘基君

佐々木陸海君

深田 肇君

中山 健治郎君

飯島 忠義君

松崎 公昭君

東中 光雄君

佐々木陸海君

深田 肇君

補欠

飯島 忠義君

石井 紘基君

佐々木陸海君

島山健治郎君

深田 肇君

大野 松茂君

松崎 公昭君

東中 光雄君

佐々木陸海君

中山 健治郎君

飯島 忠義君

石井 紘基君

佐々木陸海君

深田 肇君

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

小川 元君

古賀 誠君

下地 幹郎君

山中 煒子君

井上 一成君

岩永 峯一君

園田 修光君

森 英介君

木村 太郎君

江崎 鐵磨君

井上 一成君

補欠

岩永 峯一君

森 英介君

園田 修光君

木村 太郎君

江崎 鐵磨君

小川 元君

下地 幹郎君

古賀 誠君

山中 煒子君

井上 一成君

大蔵委員

辞任

桜井 新君

高市 早苗君

林 幹雄君

中川 正春君

若松 謙維君

田中 和徳君

桜井 郁三君

中野 正志君

吉田六左門君

桑原 豊君

丸谷 佳織君

補欠

吉田六左門君

中野 正志君

田中 和徳君

桑原 豊君

丸谷 佳織君

桜井 郁三君

林 幹雄君

高市 早苗君

桜井 新君

中川 正春君

若松 謙維君

丸谷 佳織君

商工委員

辞任

山口 泰明君

川端 達夫君

今村 雅弘君

大村 秀章君

辻 一彦君

川端 達夫君

前原 誠司君

安住 淳君

補欠

今村 雅弘君

辻 一彦君

大村 秀章君

山口 泰明君

川端 達夫君

前原 誠司君

安住 淳君

前原 誠司君

安住 淳君

(理事補欠選任)

一、昨八日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 林 幹雄君(理事藤井孝男君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

丸谷 佳織君

補欠

長内 順一君

辞任

沖繩及び北方問題に関する特別委員

補欠

長内 順一君

丸谷 佳織君

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

小林 多門君

補欠

岩永 峯一君

奥谷 通君

坂本 剛二君

栗原 博久君

新藤 義孝君

御法川英文君

佐々木洋平君

鹿野 道彦君

安住 淳君

佐々木洋平君

鹿野 道彦君

達増 拓也君

佐々木洋平君

は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外六名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(菅直人君外三名提出)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(粕谷茂君外二十四名提出)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案(河村たかし君外五名提出)

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出、衆法第一〇号)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出、衆法第一二号)

以上三件 大蔵委員会 付託

一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外六名提出、衆法第八号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(粕谷茂君外二十四名提出、衆法第一二二号)

以上二件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民事再生法案

平成十一年度一般会計補正予算(第2号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第2号)

平成十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

年金資金運用基金法案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外六名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(菅直人君外三名提出)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(粕谷茂君外二十四名提出)

(議案撤回申し出)

一、去る七日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出、第百四十五回国会衆法第二八号)

(議案撤回)

一、昨八日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出、第百四十五回国会衆法第二八号)

(議案撤回通知)

一、昨八日、次の議案は昨八日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出、第百四十五回国会衆法第二八号)

(質問書提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東洋医学(漢方医学並びに鍼灸医学等)の重要性に関する質問主意書(平田米男君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員細川律夫君提出変造外国硬貨等使用による自販機荒らしに関する質問に対する答弁書

平成十一年十一月二日提出
質 問 第 三 号
変造外国硬貨等使用による自販機荒らしに関する質問主意書

提出者 細川 律夫

変造外国硬貨等使用による自販機荒らしに関する質問主意書

近年変造外国硬貨等を使用した自動販売機荒らしが激増している。特に韓国製の五百ウォン硬貨を改造し、自動販売機に投入して自販機に五百円硬貨と認知させ、返却レバーによって真貨を得るとの手法による窃盗が頻発し、自販機を置く販売店、飲料メーカー等に損害を与えるばかりか、五百円硬貨が使用禁止となるに及び一般消費者にも迷惑をかけている。エネルギーの観点からの問題等の指摘はあるものの、その一方でいつでも飲料等を入手できることはわが国の安全と利便性が高い水準にあることの象徴でもある。それが損なわれつつあることは国家的問題であるといつても過言ではない。よって、変造外国硬貨等使用による自販機荒らしに關し、以下の質問を行う。

一 本年は昨年同月比でほぼ二倍に近い犯罪の発生がある。これに対し警察は自販機設置者に対する防犯指導等の再発防止策を講じていると聞いている。それらの指導等は具体的に効果を上げていけると言えるのか。

二 何十万枚という発見枚数からみて、五百ウォン硬貨の大量の密輸入があると推量されるが、それに対しどのような対策が講じられているか。

三 自動販売機製造メーカーや清涼飲料工業会等の団体に対しても新機種の開発・導入促進や防犯対策等を要請していることだが、具体的にはどのような対策が採られているか、またその効果はどのような段階にあるか。

四 韓国五百ウォン以外にも五百円硬貨に類似した硬貨が存在する。このような犯罪を防ぐには

硬貨のサイズや重さを変える以外に抜本的な対策はない。今後、新しい五百円硬貨を造る際、外国の硬貨と類似した硬貨にしないことも考慮すべきである。その意味でも、国際協調のなかで類似の貨幣を造らないような取り決めにすべきと考えるが、いかがか。

五 現在、刑法の通貨偽造罪、通貨及証券模造取締法、貨幣損傷等取締法はいずれもこの種の犯罪を対象としないことだが、今後、これらの法律の解釈の変更あるいは改正によって取締りを強化する考えはないか。

右質問する。

内閣衆質一四六第三号
平成十一年十二月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員細川律夫君提出変造外国硬貨等使用による自販機荒らしに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員細川律夫君提出変造外国硬貨等使用による自販機荒らしに関する質問に対する答弁書

一 加工した貨幣を使用して自動販売機の中の現金を窃取する手口の窃盗事件が著しく増加していることから、警察においては、自動販売機を設置し又は管理する者に対し、視認が容易な場所への自動販売機の移動、売上金の早期回収、被害発見時の早期通報等被害防止のための措置について指導を行うとともに、この種事犯の警戒及び検挙に努め、平成十一年一月一日から十月三十一日までの間に、二千三百九十件(前年同期比約七十二パーセント増)を検挙し、犯行に使用された加工した貨幣約六十五万七千枚(同約百八十一パーセント増)を押収している。

今後とも、警察においては、被害防止のため

の措置について自動販売機設置者等への指導を行つとともに、警戒及び検査に努めるなどして、この種事犯に対処するものと承知している。

二について

大韓民国の五百ウォン硬貨(以下「五百ウォン硬貨」という。)の密輸入については、加工した五百ウォン硬貨を使用した窃盗事件の増加を考慮し、全国の空港及び海港において、麻薬、覚せい剤、けん銃等の輸入禁制品の場合と同様に、関係機関による取締りの強化を図っている。具体的には、情報の収集及び分析によって絞り込んだ要注意貨物、要注意旅客等に対する重点的検査の実施、エックス線検査装置等の検査機器の積極的活用、税関、警察及び海上保安庁による合同取締りの実施等の対策を講じている。

このような取組の結果、五百ウォン硬貨の密輸入が初めて摘発された平成九年九月十日から平成十一年十月三十一日までの間に、全国の空港及び海港において、十九件の密輸入を摘発し、五百ウォン硬貨約十六万九千枚を収収している。今後とも、この種の密輸入事犯の取締りに万全を期してまいりたい。

三について

警察庁においては、自動販売機製造業者の団体及び自動販売機を設置し又は管理する者の団体に対し、加工した貨幣を排除することのできる自動販売機の開発及びその普及の促進等を要請しているところであり、自動販売機製造業者においても、電気ドリル、旋盤等を使用して重量を調整した貨幣を排除することのできる機能を持つ装置を開発し、このような装置を搭載した自動販売機の普及に努めているものと承知している。

四について

加工した五百ウォン硬貨等を使用した犯罪に対しては、警察等の関係機関において鋭意取締

がなされており、自動販売機製造業者においても、犯罪防止に有効な硬貨識別装置の開発及びその普及が行われているところであると承知している。

五について

また、御指摘の国際協調については、諸外国との間において貨幣の製造等に関する情報交換を行っており、今後、新しく貨幣を製造する際における他国の貨幣の形式等への配慮について、各国の協力を得られるよう努力してまいりたい。

刑法(明治四十年法律第四十五号)第四百八条の通貨偽造及び行使等の罪は、通貨発行権者の発行権を保障することによって通貨に対する社会の信用を確保しようとするものであり、同条の「偽造」とは、通貨の発行権限を有しない者が通貨の外観を有する物を作ることをいい、通常人が不用意にこれを見した場合に真正の通貨と誤認する程度に製作されることを要すると解している。

また、通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)第一条は、「貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、国債証券及び地方債証券、二紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス」と規定し、同法第二条は、同法第一条の違反行為に対する罰則を規定しているが、同法は、通貨等に対する社会の信用と経済取引の安全の確保を目的とするものであり、同法第一条の「紛ハシキ外観ヲ有スルモノ」とは、その色彩、形状等に照らし、その用い方いかんによつては、通常人が真正の通貨等と誤認するおそれがあり、人を欺く手段としても用いられる危険性を有する物というとして解している。

さらに、貨幣損傷等取締法(昭和二十二年法律第四十八号)第一条は、「貨幣は、これを損傷し又は鋳つぶしてはならない。」と規定し、同法第三条は、同法第一条の違反行為に対する罰

則を規定しているが、同法は、我が国の貨幣の健全な流通と貨幣制度の維持確保を目的とするものであり、同法第一条の「貨幣」とは、我が国において法律による強制通用力がある貨幣というとして解している。

五百ウォン硬貨等を加工して、又は加工した五百ウォン硬貨等を使用して、刑法第四百八条の通貨偽造若しくは偽造通貨行使等に該当するような行為又は通貨及証券模造取締法第一条の貨幣に紛らわしい外観を有する物の製造若しくは販売に該当するような行為が行われていれば、通貨偽造若しくは偽造通貨行使等の罪又は同法第二条の罪が成立し得るが、加工後の当該五百ウォン硬貨等が真正の通貨と誤認されるおそれがないような場合には、これらの罪は成立しない。また、我が国において法律による強制通用力のない五百ウォン硬貨等は貨幣損傷等取締法第一条の「貨幣」に該当しないため、このような五百ウォン硬貨等を損傷する等の行為が行われても、同法第三条の罪は成立しない。

刑法第四百八条、通貨及証券模造取締法及び貨幣損傷等取締法の解釈の変更については、それぞれの立法目的、保護法益等に照らし、困難であると考え、加工した貨幣を使用して自動販売機の中の貨幣を取得する行為については、窃盗罪が成立する場合が多いものであり、これによつて取締りを行うことが可能である。また、これらの改正その他の立法措置については、諸般の事情を踏まえ、種々の観点から慎重に検討する必要がある。

(答弁通知書受領)
一、去る七日、内閣から、衆議院議員上田勇君提出アレギー疾患対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年一月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成十一年十二月七日
提出者
内閣委員長 植竹 繁雄

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律
動物の保護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
動物の愛護及び管理に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第一節 総則(第五条―第七条)
第二節 動物取扱業の規制(第八条―第十四条)

第三節 周辺的生活環境の保全に係る措置(第十五条)
第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置(第十六条)
第五節 動物愛護担当職員(第十七条)

第三章 都道府県等の措置等(第十八条―第二十二條)
第四章 雑則(第二十三條―第二十六條)
第五章 罰則(第二十七條―第三十一條)

附則
第一章 総則
第一条中「保護を」を「愛護」に改める。
第二条中「何人も」を「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も」に改め、「のみでなく」の下に「人と動物の共生に配慮しつつ」を加える。

第十三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条第二項中「前項」を「前三項」に、「保護動物」を「愛護動物」に改め、同項第二号中「又は鳥類を、鳥類又は爬虫類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条を第二十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 罰則

本則に次の四条を加える。

第二十八条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十一条 第九条第二項又は第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第十二条の見出しを「(動物愛護審議会)」に改め、同条第一項中「動物保護審議会」を「動物愛護審議会」に改め、同条第二項中「保護」を「愛護」に

改め、同条第三項中「第四条第二項若しくは前条第三項」を「第五条第四項、第十一条第一項若しくは第二十四条第三項」に、「又は第七条第五項(第八条第三項)を、第十五条第一項の事態の設定又は第十八条第五項(第十九条第三項)に、第十条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、「これらの基準」の下に、事態を加え、同条第四項中「保護」を「愛護」に改め、同条を第二十八条とする。

第十一条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十条を第二十三条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第九條に次の一項を加える。

2 都道府県等は、第十八条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第九条を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(動物愛護推進員)
第二十一条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に

関する必要な助言をすること。
三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする。

(協議会)
第二十二條 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第八条を第十九条とする。

第七条第一項中「都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。))」を「都道府県等、都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。))」に、「都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。))」を「都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。))」に改め、同条第三項中「市町村長(第一項の政令で定める市の長を除き、特別区の区長を含む。))」を「市町村(特別区を含む。))の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。))」に改め、「以下」を削り、同条を第十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章 都道府県等の措置等
第四条の前の見出しを削る。

第六条中「ある動物の下に」として政令で定める動物を加え、「を制限する」を「について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するた

めに必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一節を加える。

第五節 動物愛護担当職員
第十七條 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第十三条第一項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充て

る。
第五条に見出しとして「(地方公共団体の措置)」を付し、同条中「保持する」の下に「とともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにする」を加え、「の指導及び助言に関し」を、「動物の所有者又は占有者に対する指導その他の」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第二節 動物取扱業の規制
(動物取扱業の届出)
第八条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの)に限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。))を設置して動物取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うこと)を行う。以下同じ。を営もうとする者は、飼養施設を設置する事業所(以下「事業所」という。))に、総理府令で定めるところによ

り、次の事項を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節並びに第十五条第一項及び第二項において同じ。)に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地

三 主として取り扱う動物の種類及び数

四 飼養施設の構造及び規模

五 飼養施設の管理の方法

六 その他総理府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図及び付近の見取図その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第九条 前条第一項の規定による届出をした者(以下「動物取扱業者」という。)は、同条第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 動物取扱業者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(承継)

第十条 動物取扱業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。

2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継

した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し総理府令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(報告及び命令)

第十二条 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に對し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十三条 都道府県知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に對し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他の関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条例による措置)

第十四条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業者を営む者(動物取扱業者を営もうとする者を含む。)に對し、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として総理府令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に對し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に對し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第十四条に見出しとして「(動物の所有者又は占有者の責務等)」を付し、同条第一項中「占有者は」の下に、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、の措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(動物販売業者の責務)

第十六条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に對し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

第三章 動物の適正な飼養及び保管
第一節 総則
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管

第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管

第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管

第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管

第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管

第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管
第二章 動物の適正な飼養及び保管

(施行前の準備)

第三条 改正後の第十一条第一項の基準の設定及び改正後の第十五条第一項の事態の設定については、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても動物保護審議会に諮問することができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正後の第八条第一項に規定する飼養施設を設置して同項に規定する動物取扱業を営んでいる者は、当該飼養施設を設置する事業所として、この法律の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項に規定する書類を添付して、同条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする)に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をした者は、改正後の第八条第一項の規定による届出をした者とみなす。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に改める。

(環境省設置法の一部改正)

第六条 環境省設置法(平成十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「保護」を「愛護」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第八十一条を次のように改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第八十一条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第八十五条のうち環境基本法第四十一条第一項の改正規定中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第八條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条七十九条を次のように改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第十二条七十九条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(審議会の意見の聴取)

第二十六条 環境大臣は、第五條第四項、第十一條第一項若しくは第二十四條第三項の基準の設定、第十五條第一項の事態の設定又は第十八條第五項(第十九條第三項において準用する場合を含む)若しくは第二十三條第二項の定めをしうとするときは、

中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

より一層の動物の愛護の推進等を図るため、動物販売業者の責務、動物取扱業者の届出義務その他の動物取扱業の規制、動物愛護担当職員の設置、動物愛護推進員の委嘱等について定めるとともに、愛護動物をみだりに殺傷した者に対する罰則を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案

右 国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国と民間企業との間の人事交流に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用用として職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用(以下「人事交流」という。)に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資すること

を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十三条を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一 合名会社、合資会社及び株式会社

二 有限会社

三 信用金庫

四 相互会社

五 前各号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人(その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。)であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

六 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

4 この法律において「交流採用」とは、民間企業に雇用されていた者であつて引き続きこの法律の規定により採用された職員となるため退職したものを、選考により、引き続き任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをいう。

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び

法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

6 この法律において「各省各庁の長」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長をいう。

(人事院の権限及び責務)

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律(次条、第五條第二項、第十二條第三項、第十四條、第十五條、第十七條及び第二十三條の規定を除く。次号において同じ。)の実施の責めに任ずること。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

(内閣総理大臣の責務)

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、その運用に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(交流基準)

第五条 各省各庁の長その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準(以下「交流基準」という。)に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等であつて民間企業に対する処分等(法令の規定に基づいてさ

れる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二條第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三條第四項及び第二十條において同じ。)に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二 国と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

三 その他人事交流の制度の適正な運用のために必要な事項

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事院に意見を述べることが出来る。

3 人事院は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事院規則の定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(民間企業の公募)

第六條 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、各省各庁の長に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(交流派遣)

第七條 各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することが出来る。

2 各省各庁の長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る職員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による要請に係る交流派遣の実

施に関する計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合においては、人事院総裁は、当該要請に係る職員(その職員が人事院事務局総局の職員であるときを除く。)を人事院事務局総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員について当該要請に係る民間企業への交流派遣を実施するものとする。

4 人事院総裁は、前項の規定による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業(以下「派遣先企業」という。)との間において、同項の認定を受けた計画に従つて、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決を締結しなければならない。この場合において、人事院総裁は、当該職員にその取決の内容を明示しなければならない。

(交流派遣の期間)

第八條 交流派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、派遣先企業から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると人事院が認めた場合は、前項第三項の規定により交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長(第十三條第三項において「交流派遣元機関の長」という。)の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することが出来る。

(労働契約の締結)

第九條 交流派遣職員は、第七條第四項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、

当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

(交流派遣職員の職務)

第十條 交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができない。

2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

一 国家公務員法第百一条の規定

法律(平成六年法律第三十三号)の規定

(交流派遣職員の給与)

第十一條 交流派遣職員には、その交流派遣の期間中、給与を支給しない。

(交流派遣職員の服務等)

第十二條 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関に對してする申請(行政手続法第二條第三号に規定する申請をいう。)に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2 交流派遣職員は、派遣先企業における業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又はその交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。

3 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しは、国家公務員法第百四條の規定は、適用しない。

4 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二條の規定の適用については、同条第一項第一号中「この法律又はこの」とあるのは、「この法律若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律又はこれらの」とする。

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三條 人事院総裁は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認める

平成十一年十二月九日 衆議院会議録第九号 国と民間企業との間の人事交流に関する法律案及び同報告書

ときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

3 交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元機関の長（人事院総裁を除く。）は、直ちに、当該交流派遣職員をその部分の機関に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

4 交流派遣後職務に復帰した職員については、その復帰の日から起算して二年間は、任命権者は、当該職員の派遣先企業であつた民間企業に對する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の当該民間企業と密接な關係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第六十八條の二ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。)は、交流派遣職員には適用しない。

この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 交流派遣職員に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第十九条各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同

法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号及び第四号を除く。)」と、「並に」に國の負担金とあるのは、「國と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。の負担金並びに國の負担金」と、同項第二号及び第三号中「國の負担金」とあるのは「派遣先企業

業の負担金」と、同法第一百一条の二第二項中」とし、その他の職員については、これらに準ずるものとして、組合の運営規則で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、組合の運営規則で定めるもの」と、同法第一百一条第一項中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、及び

「国又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項 同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同法附則第二十條の第三第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（一）とあるのは、「次の各号（第一号及び第四号

を除く。）」とあるのは、「次の各号（第一号、第四号及び」と、「第二百一条第一項中」の「規定」とあるのは「）及び附則第二十条の三第一項の規定」と、同条第四項とあるのは「特別掛金」とあるのは「特別掛金並びに」と、「負担金並びに」の「負担金」とあるのは「負担金」と、第二百一条第三項とする。

(交流派遣職員に関する児童手当法の特例)
第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法(昭

和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第五号に規定する団体とみなす。

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第七項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(職務に復帰した職員等に関する国家公務員退職手当法の特例)

第十七条 交流派遣後職務に復帰した職員が退職した場合、交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合を含む。）における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定の適用については、派遣先企業の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七條第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者に対する傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第七條第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、交流派遣の期間については、適用しない。

3 前項の規定は、交流派遣職員が派遣先企業から

ら所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十一条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(交流派遣職員の職務復帰時における処遇)

第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合に

おけるその者の職務の級、俸給月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、交流派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

第十九条 任命権者は、第六条第二項の規定による

り提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者について交流採用をすることができるとする。

2 任命権者は、前項の規定による交流採用をしようとするときは、あらかじめ、人事院規則の定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項の民間企業との間において、当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業による再雇用に関する取決める締結しておかなければならない。

4 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲

内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

5 任命権者は、交流採用をする場合には、当該交流採用をされる者にその任期を明示しなければならない。これを更新する場合も、同様とする。

(官職の制限)

第二十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員(以下「交流採用職員」という。)を同項の民間企業(以下「交流元企業」という。)に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けるはならない。

(交流採用職員の服務等)

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の地位に就き、又はその事業若しくは事務に従事してはならない。

2 交流採用職員が離職後交流元企業の地位に就く場合には、国家公務員法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

3 第十二条第四項の規定は、交流採用職員について準用する。

(人事交流の状況の報告)

第二十二条 交流派遣職員は、人事院総裁から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年、人事院に対し、交流採用職員の任用及び職務の遂行の状況を報告しなければならない。

3 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第七條第三項の規定により交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び当該職員が

当該交流派遣に係る同条第一項の要請の時に占めていた官職、前年に第十九条第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員がその交流元企業を退職した日の直前に当該交流元企業において占めていた地位その他必要な事項を報告しなければならない。

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三条 この法律第二十一条第一項、第五項及び第六項、第三十一条第一号及び第二号、第四項、第五項第二項及び第三項並びに第十條第二項を除く。の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。その場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二條第二項第六号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官(以下「長官」という。）」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官及び学生を除く。）」と、第三條、第六條第二項、第八條第二項、第十九條第四項及び第二十二條第二項中「人事院」とあり、並びに第七條第三項及び第四項、第十三條第一項並びに第二十二條第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三條第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十一條第一項の規定により同法第二條第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第五條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「各庁の長(長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。)」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六條第一項中「人事院」とあるのは「長官」と、同条第二項、第七條第一項及び第二項並びに第八條第二項中「各省各庁の長」とあるのは「各庁の長」と、第七條第一

項中「人事院」とあるのは「長官」と、「職員」とあるのは「職員(長官にあっては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあっては当該自衛官を除く。）」と、同条第三項中「人事院」とあるのは「長官」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局」とあるのは「防衛庁本庁」と、第十二條第三項中「国家公務員法第四條」とあるのは「自衛隊法第六十三條」と、同条第四項中「国家公務員法第六十三條」とあるのは「自衛隊法第四十六條」と、同条第一項第一号とあるのは「同条第一項第三号」と、第十三條第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、第十四條第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし、これに相当するもの」とあるのは「とし、政令で定めるものに相当するもの」と、第十六條中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三條第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三條第一項」と、第十八條第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九條第二項中「人事院」とあるのは「長官」と、第二十一條第二項中「国家公務員法第三十二條第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二條第二項」と、第二十二條第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会及び内閣」とする。

2 防衛庁長官は、前項において準用する第七條第三項及び第九條第二項の認定、前項において準用する第八條第二項の延長並びに前項において準用する第九條第四項の承認を行う場合には、政令で定める審査会に付議し、その決議に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十條の規定は、第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣を

された防衛庁の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた自衛官(次項において「交流派遣自衛官」という。)に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十八條の二第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(交流基準の制定のために必要な行為)

2 第五條の規定による交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、行うことができる。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成九年三月六日付けの意見の申出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員の期間を定めて民間企業の業務に従事させること及び民間企業に雇用されている者を任期を定めて一般職の職員に採用することについて定めるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(内閣提出、第四百四十五回国会開法第一一二号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、人事院の平成九年三月六日付けの意

見の申出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させること及び民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用することについて定めるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「交流派遣」とは、期間を定めて、職員を、その身分を保有させたまま、民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいうものとし、「交流採用」とは、民間企業に雇用されていた者を、引き続き任期を定めて常時勤務を要する職員として採用することをいうものとする等、所要の定義規定を設けること。

2 人事院の権限及び責務等

(一) 人事院は、人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をする等の権限及び責務を有すること。

(二) 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、運用に関する基本方針を作成する等の責務を有すること。

(三) 各省各庁の長等は、人事交流の制度の運用に当たっては、交流基準に従い、常に適正な運用の確保に努めなければならないこと。

(四) 人事院は、人事交流を希望する民間企業を公募するとともに、各省各庁の長に対し、応募した民間企業の名簿等を提示するものとする。

3 交流派遣

(一) 各省各庁の長は、あらかじめ職員の同意を得て、交流派遣の実施計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することができること。

(二) 実施計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合には、人事院総裁は、職員を人事院事務局の官職に任命するとともに、民間企業への交流派遣を実施するものとする。また、人事院総裁は、派遣の実施に当たっては、派遣先企業との間において、職員の労働条件等について取決めに締結しなければならないこと。

(三) 交流派遣の期間は、三年を超えないことができないこと。ただし、一定の場合には、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、延長することができるものとする。

(四) 交流派遣職員は、人事院総裁と派遣先企業との間の取決めに従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、派遣先企業の業務に従事するものとする。

(五) 交流派遣職員は、派遣期間中、職務に従事することができないこととし、同職員には、給与を支給しないこと。

(六) 交流派遣職員は、派遣先企業において、交流派遣前に在職していた国の機関に對してする申請に関する業務その他の人事院規則で定める業務に従事してはならないこととし、業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又は交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならないこと。交流派遣職員がこの法

律又はこの法律に基づく命令に違反した場合においては、これに對し懲戒処分をすることができるとすること。

(七) 交流派遣後職務に復帰した職員については、復帰日から起算して二年間は、任命権者は、派遣先企業であつた民間企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならないこと。

(八) 交流派遣職員について、国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定は適用しないこと等国家公務員共済組合法等の特例を定めること。

4 交流採用

(一) 任命権者は、人事院から提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者について交流採用をすることができるとし、交流採用をしようとするときは、あらかじめ、実施計画を記載した書類を提出して、実施計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならないこと。

(二) 任命権者は、交流採用をするときは、民間企業との間において、交流採用に係る任期が満了した場合における再雇用に関する取決めに締結しておかなければならないこと。

(三) 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定めること。ただし、一定の場合には、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、更新することができるとすること。

また、任命権者は、交流採用をする場合には、交流採用をされる者に任期を明示しなければならないこととし、更新する場合も同様とすること。

(四) 任命権者は、交流採用職員を交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならないこと。

(五) 交流採用職員は、任期中、いかなる場合においても、交流元企業の地位に就き、又は事業若しくは事務に従事してはならないこととし、交流採用職員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合においては、これに對し懲戒処分をすることができるとすること。

5 人事交流の状況の報告

人事院は、毎年、国会及び内閣に對し、交流派遣職員の派遣先企業における地位及び派遣時の官職、交流採用職員の官職及び交流元企業退職時の地位その他の必要な事項を報告しなければならないこと。

6 防衛庁の職員への準用等

防衛庁の職員への準用規定等を設けること。

7 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、法律の施行前においても、行うことができるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、人事院の意見の申出にかんがみ、妥当な措置と認めるが、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法の制定に伴い所要の規定を整理することが適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年十二月七日

衆議院議長 伊藤 一郎殿
内閣委員長 植竹 繁雄

(別紙)

(小字及び一は修正)

国と民間企業との間の人事交流に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用(以下「人事交流」という。)に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十三条を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 合名会社、合資会社及び株式会社
- 二 有限会社
- 三 信用金庫
- 四 相互会社
- 五 前各号に掲げるもののほか、その事業の運

営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人(その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。)であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

六 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

4 この法律において「交流採用」とは、民間企業に雇用されていた者であつて引き続きこの法律の規定により採用された職員となるため退職したものを、選考により、引き続き任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをいう。

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

6 この法律において「各省各庁の長」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長をいう。

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に

掲げる権限及び責務を有する。

- 一 この法律(次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、第十五条、第十七条及び第二十三条の規定を除く。次号において同じ。)の実施の責めに任ずること。
- 二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

(内閣総理大臣の責務)

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、その運用に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(交流基準)

第五条 各省各庁の長その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準(以下「交流基準」という。)に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

- 一 国の機関に置かれる部局等であつて民間企業に対する処分等(法令の規定に基づいてされる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分及び同条第八号に

規定する行政指導をいう。第十三条第四項及び第二十条において同じ。)に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

- 二 国と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項
- 三 その他人事交流の制度の適正な運用のため必要な事項

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事院に意見を述べることが出来る。

3 人事院は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事院規則の定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(民間企業の公募)

第六条 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、各省各庁の長に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(交流派遣)

第七条 各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による要請をし

ようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る職員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による要請に係る交流派遣の実施に関する計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合、人事院総裁は、当該要請に係る職員(その職員が人事院事務局の職員であるときを除く。)を人事院事務局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員について当該要請に係る民間企業への交流派遣を実施するものとする。

4 人事院総裁は、前項の規定による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業(以下「派遣先企業」という。)との間において、同項の認定を受けた計画に従って、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、人事院総裁は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

(交流派遣の期間)
第八条 交流派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、派遣先企業から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長(第十三条

第三項において「交流派遣元機関の長」という。)の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(労働契約の締結)

第九条 交流派遣職員は、第七条第四項の取決めに定められた内容に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

(交流派遣職員の職務)

第十条 交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができない。

2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

一 国家公務員法第百一条の規定

二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の規定

(交流派遣職員の給与)

第十一条 交流派遣職員には、その交流派遣の期間中、給与を支給しない。

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関に對してする申請(行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。)に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2 交流派遣職員は、派遣先企業における業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又はその交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。

3 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しては、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

4 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「この法律又はこのことのあるのは、この法律若しくは国家公務員倫理法」とあるのは、「この法律若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律又はこれらのこととする。」とする。

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 人事院総裁は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないとするときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

3 交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元機関の長(人事院総裁を除く。)は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

4 交流派遣後職務に復帰した職員については、その復帰の日から起算して二年間は、任命権者は、当該職員の派遣先企業であつた民間企業に對する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の当該民間企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)
第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年

法律第二百二十八号)第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第六十八条の二ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。)は、交流派遣職員には適用しない。

この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が交流派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 交流派遣職員に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第九十八条各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号及び第四号を除く。)」と、「並びに国の負担金」とあるのは、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)

の負担金並びに国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二十一条の二第一項中とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものとあるのは「に相当するものとして、組合の運営規則で定めるもの」と、同法第三十一条第一項中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、及び「国又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、第九十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同法附則第二十条の三第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（とあるのは「次の各号（第一号及び第四号を除く。）とあるのは「次の各号（第一号、第四号及び七号、第九十一条第一項中）の規定」とあるのは「及び附則第二十条の三第一項の規定」と、同条第四項とあるのは「特別掛金」とあるのは「特別掛金並びに」と、負担金並びに国の負担金」とあるのは「負担金」と、第九十一条第四項とする。

（交流派遣職員に関する児童手当の特例）

第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第五号に規定する団体とみなす。

（職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附

則第七項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七十二条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（職務に復帰した職員等に関する国家公務員退職手当法の特例）

第十七条 交流派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合を含む。）における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、派遣先企業の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第七條第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第七條第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 国家公務員退職手当法第七條第四項の規定は、交流派遣の期間については、適用しない。

3 前項の規定は、交流派遣職員が派遣先企業から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

（交流派遣職員の職務復帰時における処遇）

第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、俸給月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、交流派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（交流採用）

第十九条 任命権者は、第六條第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者について交流採用をすることができ、

2 任命権者は、前項の規定による交流採用をしようとするときは、あらかじめ、人事院規則の定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項の民間企業との間において、当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業による再雇用に関する取決めに締結しておかなければならない。

4 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場

合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

5 任命権者は、交流採用をする場合には、当該交流採用をされる者にその任期を明示しなければならない。これを更新する場合も、同様とする。

（官職の制限）

第二十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

（交流採用職員の服務等）

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の地位に就き、又はその事業若しくは事務に従事してはならない。

2 交流採用職員が離職後交流元企業の地位に就く場合には、国家公務員法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

3 第十二條第四項の規定は、交流採用職員について準用する。

（人事交流の状況の報告）

第二十二条 交流派遣職員は、人事院総裁から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年、人事院に対し、交流採用職員の任用及び職務の遂行の状況を報告しなけ

平成十一年十二月九日 衆議院會議録第九号

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案及び同報告書 千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求め
るの件及び同報告書 一八

ればならない。

3 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第七條第三項の規定により交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び当該職員が当該交流派遣に係る同条第一項の要請の時に占めていた官職、前年に第十九條第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員がその交流元企業を退職した日の直前に当該交流元企業において占めていた地位その他必要な事項を報告しなければならない。

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三條 この法律(第二條第一項、第五項及び第六項、第三條第一号及び第二号、第四條、第五條第二項及び第三項並びに第十條第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二條第二項第六号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官(以下「長官」という。))と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。))と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官及び学生を除く。))と、第三條、第六條第二項、第八條第二項、第十九條第四項及び第二十二條第二項中「人事院」とあり、並びに第七條第三項及び第四項、第十三條第一項並びに第二十二條第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三條第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五

号)第三十一條第一項の規定により同法第二條

第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下同じ。))と、第五條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「各庁の長(長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。))と、同条第二項中「人事院」とあるのは「人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第十九條第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員がその交流元企業を退職した日の直前に当該交流元企業において占めていた地位その他必要な事項を報告しなければならない。

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三條 この法律(第二條第一項、第五項及び第六項、第三條第一号及び第二号、第四條、第五條第二項及び第三項並びに第十條第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二條第二項第六号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官(以下「長官」という。))と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。))と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官及び学生を除く。))と、第三條、第六條第二項、第八條第二項、第十九條第四項及び第二十二條第二項中「人事院」とあり、並びに第七條第三項及び第四項、第十三條第一項並びに第二十二條第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三條第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五

員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第

二百六十六号)第二十三條第一項」と、第十八條第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九條第二項中「人事院」とあるのは「長官」と、第二十一條第二項中「国家公務員法第六十三條第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二條第二項」と、第二十二條第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛庁長官は、前項において準用する第七條

第三項及び第十九條第二項の認定、前項において準用する第十八條第二項の延長並びに前項において準用する第十九條第四項の承認を行う場合には、政令で定める審査会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十條の規定は、第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた防衛庁の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた自衛官(次項において「交流派遣自衛官」という。))に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十八條の二第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(交流基準の制定のために必要な行為)

2 第五條の規定による交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に於ける第十二條第四項及び第二十三條第一項の規定の適用については、第十二條第四項中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは「この法律又はこの」と、国家公務員倫理法若しくは国家と民間企業との間の人事交流に関する法律とあるのは「この法律若しくは国家と民間企業との間の人事交流に関する法律又はこの」と、第二十三條第一項中「同条第一項第二号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)」とあるのは「同条第一項第三号」ととする。

(別紙)

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案に対する附帯決議

政府並びに人事院は、国と民間企業との間の人事交流の実施に当たっては、本法の目的に沿った制度の円滑な運用に努めるとともに、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、公正な公務運営に疑念を招くことのないように適切な措置を講ずること。

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三條により送付する。

平成十一年十一月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎 参議院議長 斎藤 十朗

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年の食糧援助規約

前文

この規約の締結国は、
千九百九十五年の食糧援助規約及び人間の消費に適する穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧援助を確保するという同規約の目的を再検討した上で、加盟国政府の間において食糧援助の問題に関する国際協力を維持するという願望を確認することを希望し、

千九百九十六年にローマにおいて採択された世界の食糧安全保障に関する宣言及び世界食糧サミットの行動計画、特にすべての人のための食糧安全保障を達成し、飢餓を撲滅するために引き続き努力する旨の約束を想起し、

世界における食糧の価格及び供給の変動にかかわらず食糧援助が供与されることを保証することにより、食糧に係る緊急事態に対応し及び世界の食糧安全保障を改善するための国際社会の能力を向上させることを希望し、

世界貿易機関の加盟国の関係が後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国に係る措置に関し、千九百九十四年にマラケシュにおいて行った決定において食糧援助規約の下で確立された食糧援助の水準について再検討する旨を合意したこと及び千九百九十六年にシンガポールにおいて開催された閣僚会議において作成された勧告に従って再検討する旨を合意したことを想起し、

受益国及び加盟国が食糧援助及びこれに関連する問題についてそれぞれの政策を有していること並びに食糧援助の究極的な目的が食糧援助そのものの必要性を除去することであることを認識し、開発途上国における食糧安全保障を支える手段としての食糧援助の効果及び質を改善し、特に最も弱い人々の貧困及び飢餓を緩和すること並びに食糧援助の分野における加盟国間の調整及び協力を改善することを希望して、

次のとおり協定した。
第一部 目的及び定義
第一条 目的
この規約は、次のことにより、世界の食糧安全保障に貢献すること及び食糧に係る緊急事態その他の場合における開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とする。

(a) この規約の定めるところにより、予測可能な方法で適切な水準の食糧援助が供与されるようにすること。
(b) 供与される食糧援助が、特に最も弱い人々の貧困及び飢餓を緩和することを目的とし並びに開発途上国における農業開発に適合することを確保するよう、加盟国に対し奨励すること。
(c) 食糧安全保障を支える手段として供与される食糧援助の影響及び効果を最大にし並びにその質を最高にするための原則を含めること。
(d) 食糧援助の実施のあらゆる側面における効率性及び食糧援助と他の政策上の手段との間の整合性を向上させるため、食糧援助に関連する問題に関する加盟国間の協力、調整及び情報の共有のための枠組みを提供すること。

第二条 定義

(a) この規約の適用上、文脈によって別に解釈される場合を除くほか、
(i) 「c.i.f.」とは、保険料及び運賃込みの経費をいう。
(ii) 「約束量」とは、次条(e)の規定に基づき加盟国により毎年供与されるべき最小限度の食糧援助の量をいう。
(iii) 「委員会」とは、第十五条に規定する食糧援助委員会をいう。
(iv) 「拠出量」とは、この規約の規定に従って加盟国により毎年供与され、かつ、委員会に報告される食糧援助の量をいう。

告される食糧援助の量をいう。

(v) 「規約」とは、千九百九十九年の食糧援助規約をいう。
(vi) 「DAC」とは、OECDの開発援助委員会をいう。
(vii) 「開発途上国」とは、第七条の規定に基づき食糧援助を供与される資格を有する国又は地域をいう。
(viii) 「対象となる産品」とは、第四条に規定する産品であって、加盟国により食糧援助として、かつ、この規約に基づく拠出として供与され得るものをいう。
(ix) 「事務局長」とは、国際穀物理事会の事務局長をいう。
(x) 「f.o.b.」とは、本船渡しをいう。
(xi) 「食糧又は援助食糧」とは、適当な場合には、食糧作物の種子を含む。
(xii) 「加盟国」とは、この規約の締結国をいう。
(xiii) 「微量栄養素」とは、第四条(c)の規定に基づき加盟国の拠出量の一部として算入することのできる食糧援助の産品の成分を強化し又は補充するために利用されるビタミン及びミネラルをいう。
(xiv) 「OECD」とは、経済協力開発機構をいう。
(xv) 「一次加工をした産品」とは、次の産品をいう。

穀粉

ひき割り穀物及び穀物のミール

その他の加工穀物(例えば、ロールにかけ、フレーク状にし、研磨し、真珠形にとう精し又は粗くひいたもので、それ以上の調整をしていないもの)。ただし、玄米、つや出した米、研磨した米又は砕米を除く。

穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)

ブルグア

その他これらに類する穀物産品で委員会が定めるもの

(iii) 「二次加工をした産品」とは、次の産品をいう。

マカロニ、スパゲッティその他これらに類する産品

その他一次加工をした産品を用いて製造した産品で委員会が定めるもの

(iv) 「米」とは、玄米、つや出した米、研磨した米及び砕米をいう。

(v) 「事務局」とは、国際穀物理事会の事務局をいう。

(vi) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。

(iv) 「輸送費及び実施に係る他の費用」とは、付表 A に掲げる費用であつて、T.O.D. による費用以外の費用として又は現地における買入れの場合には当該買入れの費用以外の費用として食糧援助の実施に関連して支払うものであり、その全部又は一部を加盟国の拠出量に算入することができるものをいう。

(xxi) 「価額」とは、交換可能な通貨による加盟国の約束量をいう。

(xxii) 「小麦換算量」とは、第五条の規定に従つて評価した加盟国の約束量又は拠出量をいう。

(xxiii) 「W.T.O」とは、世界貿易機関をいう。

(xxiv) 「年度」とは、別段の定めがある場合を除くほか、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。

(b) この規約において「政府」又は「加盟国」というときは、欧州共同体を含む。したがつて、政府による署名及び暫定的適用宣言並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託というときは、欧州共同体については、その権限のある当局が欧州共同体のために行う署名及び暫定的適用宣言並びに欧州共同体の組織の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託をいう。

(c) この規約において「政府」又は「加盟国」という

ときは、適当な場合には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関を設立する協定に定める独立の関税地域を含む。

第二部 拠出及びニーズ

第三条 数量及び品質

(a) 加盟国は、開発途上国に対し、食糧又はこれに代わる現金を(ii)に定める年間量(以下「約束量」という。)を最小限度として供与することを合意する。

(b) 各加盟国の約束量は、小麦換算量のトン数、価額又はトン数と価額との組合せのいずれかにより明示される。自国の約束量を価額を用いて明示する加盟国は、保証する年間量のトン数に

ついても明らかにする。

(c) 加盟国が自国の約束量を価額により又はトン数と価額との組合せにより明示する場合には、価額には、当該食糧援助の実施に関連する輸送費及び実施に係る他の費用を含めることができる。

(d) 約束量をトン数、価額又はトン数と価額との組合せにより明示するいずれの場合においても、加盟国は、当該食糧援助の実施に関連する輸送費及び実施に係る他の費用を含む総費用の見積りを示す額を掲げることができる。

(e) 第六条の規定に従うことを条件として、各加盟国の約束量は、次のとおりとする。

加盟国	(トン数(注1) (小麦換算量))	価額(注1)	見積総額
アルゼンティン	三五、〇〇〇	—	九〇、〇〇〇、〇〇〇(注2)
オーストラリア	二五、〇〇〇	—	一五〇、〇〇〇、〇〇〇(注2)
カナダ	四二、〇〇〇	—	四二、〇〇〇、〇〇〇(注2)
欧州共同体及びその構成国	一、三二〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇、〇〇〇(注2)	—
日本国	三〇〇、〇〇〇	—	五九、〇〇〇、〇〇〇(注2)
ノールウェー	三〇〇、〇〇〇	—	ルウェー・クロネ(注2)
スイス	四〇、〇〇〇	—	—
アメリカ合衆国	二、五〇〇、〇〇〇	—	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇(注2)
合衆国ドル(注2)	—	—	—

注1 加盟国は、関連の手続規則に従つて自国の食糧援助の実施について報告する。

注2 輸送費及び実施に係る他の費用を含む。

(f) 輸送費及び実施に係る他の費用は、加盟国の約束量に算入される場合には、加盟国の約束量に算入することのできる食糧援助の実施の一部として生ずるものでなければならぬ。

(g) 輸送費及び実施に係る他の費用に関しては、加盟国は、緊急事態として国際的に認められる場合におけるものを除くほか、対象となる製品の取得に係る費用を超えて約束量に算入することはできない。

(h) 第二十三条(b)の規定に従ってこの規約に加入した加盟国は、当該加盟国の約束量と共に(c)に掲げられているものとみなす。

(i) (b)に規定する加盟国の約束量は、二万トン又は委員会が承認する適当な価額を下回ってはならない。当該約束量は、通常、委員会により当該加盟国が規約に加入したとみなされる最初の年度から完全に適用される。ただし、(e)に掲げる国の政府以外の国の政府の加入を促進するため、委員会は、当該加盟国について、最初の年度の約束量を一万トン以上又は適当な価額とし、その後の各年度につき約束量を五千トン以上又は適当な価額分増加させることを条件として、三年以内の期間で段階的に約束量を増加させることに同意することができる。

(j) 食糧援助として供与されるすべての製品は、国際的な品質の水準を満たし、受益国の食習慣及び栄養上の必要性に合致し、かつ、種子を除くほか、人間の消費に適するものでなければならぬ。

第四条 産品

(a) 関連の手続規則の規定に従うことを条件として、次の産品は、この規約に基づいて供与することができる。

(i) 穀物(小麦、大麦(裸麦を含む)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム及びライ小麦)又は米

(ii) 穀物及び米の一次加工又は二次加工をした産品

(iii) 豆類

(iv) 食用油

(v) 根菜作物(カッサバ芋、ばれいしょ、かんしょ、ヤム及びタロ芋)。ただし、三角取引又は現地における買入れにより供与される場合に限る。

(vi) 脱脂粉乳

(vii) 砂糖

(viii) 対象となる産品の種子

(ix) (b)に定める範囲内において、弱い人々の伝統的な食習慣を構成する産品又は補足的な食糧配給計画に用いられる産品であつて、前条(i)に定める要件を満たすもの

(b) 加盟国がいずれかの年度においてその約束量を拠出するに当たり(a)(iii)から(vii)までに掲げる産品の形態で供与する食糧援助については、次の(i)から(vi)までの規定を適用する。

(i) (a)(iii)から(vi)までに掲げるすべての産品につ

いては、その合計の量は約束量(輸送費及び実施に係る他の費用を除く)の十五パーセント以内とし、区分ごとの産品の量は当該約束量の七パーセント以内とする。

(ii) (a)に掲げるすべての産品については、その合計の量は約束量(輸送費及び実施に係る他の費用を除く)の五パーセント以内とし、個々の産品の量は当該約束量の三パーセント以内とする。

(iii) 約束量をトン数と価額との組合せにより明示する場合には、(i)及び(ii)に定める百分率は、トン数及び価額(輸送費及び実施に係る他の費用を除く)のそれぞれについて別個に計算する。

(c) 約束量を拠出するに当たり、加盟国は、対象となる産品に合わせて微量栄養素を供与することができ、加盟国は、特に緊急事態の場合及び特定の開発計画において、適当なときは、栄養を強化された食糧援助の産品を供与することが奨励される。

第五条 換算

(a) 拠出量は、次のとおり小麦換算量によって計算される。

(i) 人間が消費する穀物は、小麦と等しい量とする。

(ii) 米については、手続規則に定める方法に従い、米及び小麦それぞれの国際輸出価格の間の関係によって決定する。

(iii) 穀物又は米の一次加工又は二次加工をした産品については、手続規則の規定に従い、それぞれの穀物又は米の含有量によって決定する。

(iv) 豆類及び穀物、米その他の食糧作物の種子並びに他のすべての対象となる産品であつて(i)から(vi)までに規定するもの以外のものについては、手続規則に定める方法に従い、取得に係る費用に基づくものとする。

(b) 産品の混合物の形態による拠出の場合には、当該混合物のうち対象となる産品を原料とする部分の割合に限って加盟国の拠出量に算入される。

(c) 委員会は、栄養を強化された産品及び微量栄養素の小麦換算量について決定するための手続規則を制定する。

(d) 食糧援助として供与する対象となる産品を買入れるための現金拠出は、手続規則に定める方法に従い、当該産品の小麦換算量又は小麦の実勢国際市場価格によって評価する。

第六条 繰延べ及び繰越し

(a) 各加盟国は、一の年度の約束量に係る食糧援助の実施が可能な限り当該年度中に行われることを確保する。

(b) いずれかの加盟国がいずれかの年度において第三条(e)に定める量を供与することができなかったときは、当該加盟国は、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても当該年度

末以降最初に開催される会期までに、その状況につき委員会に報告する。委員会が別段の決定を行わない限り、不足分は、当該加盟国の次の年度の約束量に追加される。

(c) いずれかの加盟国の拠出量がいずれかの年度の約束量を超える場合には、当該約束量全体の五パーセント又は超過した量のうちいずれか少ないものを限度とする量を、当該加盟国の次の年度の約束量の一部として算入することができる。

第七条 受益国

(a) この規約に基づく食糧援助は、付表Bに掲げる開発途上にある国及び地域であつて次のいずれかに該当するものに対して供与することができる。

(i) 後発開発途上国

(ii) 低所得国

(iii) 低中所得国及びこの規約の交渉の時ににおいてWTOの食糧純輸入開発途上国の一覧表に含まれていた国。これらについては、当該国が食糧に係る緊急事態に直面している場合若しくは食糧不足の緊急事態をもたらす財政危機として国際的に認められる状況に直面している場合又は食糧援助が弱い人々を対象として実施される場合に限る。

(b) (a)の規定の適用上、付表B(a)から(c)までの国及び地域については、DACの開発途上国及び開発途上地域の一覧表の変更は、この規約に基

づいて資格を有する受益国の一覧表についても適用される。

(c) 加盟国は、食糧援助の割当てを決定する際は、後発開発途上国及び低所得国のいずれかに該当する国及び地域を優先させる。

第八条 ニーズ

(a) 食糧援助は、最も効果的かつ適当な支援の手段となる場合にのみ供与されるべきである。

(b) 食糧援助は、受益国及び加盟国がそれぞれの政策の範囲内において行うニーズの評価に基づくべきであり、また、受益国における食糧安全保障を向上させることを目的とすべきである。このようなニーズに対応する際に、加盟国は、女性及び児童の特段の栄養上の必要性を満たすよう注意を払う。

(c) 無償の配布による食糧援助は、弱い人々を対象とすべきである。

(d) 緊急事態における食糧援助の供与は、受益国の復興及び開発に係るより長期的な目標を特に考慮し、並びに基本的な人道上の原則を尊重すべきである。加盟国は、供与される援助食糧が本来の受益者に適切な時期に到達することを確保することを目的とする。

(e) 緊急食糧援助でない食糧援助については、受益国が自国の開発計画においてこの規約の各年度における食糧援助の見込量を考慮に入れることができるよう、可能な最大限度まで計画的に供与する。

(f) 委員会は、食糧の生産量のかかりの不足その他の事情のため特定の国又は地域が食糧を特別に必要としていると認められる場合には、その問題を検討する。委員会は、加盟国が供与する食糧援助の量を増加することにより事態に対処すべきであることを勧告することができる。

(g) 食糧援助に係るニーズを認定する際には、加盟国又はその協力者は、ニーズの分析に関する共通の取組を進展させるとの観点から、対象となる地域及び受益国に関する相互間の協議を行うよう努める。

(h) 加盟国は、適当な場合には、加盟国による食糧援助の計画において優先される国及び地域を特定することを合意する。加盟国は、援助を行う他の者に対して情報を提供することにより、優先度、政策及び計画に関する透明性を確保する。

(i) 加盟国は、優先される国についての共通の行動計画(可能な場合には多年度にわたるものとする)を作成する可能性に関し、直接に又はそれぞれの関連する協力者を通じて相互に協議する。

第九条 援助の形態及び条件

(a) この規約に基づく食糧援助は、次のいずれかの形態で行うことができる。

(i) 食糧の贈与又は受益国のための若しくは受益国による食糧の買入れに充てられる現金の贈与

(ii) 受益国の通貨による食糧の売渡し。ただし、その代金の振替を行わず、かつ、当該代金を供与加盟国が使用する通貨に交換し又は供与加盟国が使用する物品及び役務の対価に充てることとしない場合に限る。

(iii) 信用供与による食糧の売渡しであつて、各年ごとの支払が妥当な額である二十年以上の期間にわたる年賦及び世界市場における通常の商業的な利率を下回る利率により行われるもの

(b) 加盟国の約束量に算入される食糧援助については、後発開発途上国に対して供与されるものは、すべて贈与の形態により行う。

(c) この規約に基づく食糧援助で贈与の形態により供与されるものの比率は、加盟国の拠出量の八十パーセントを下回らないこととし、また、加盟国は、可能な限り、漸進的にこの比率を高めるよう努める。

(d) 加盟国は、この規約による食糧援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する。

(e) 加盟国は、次のことを確保する。

(i) 食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他の物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないこと。

(iii) 資金供与による二国間の食糧援助を含む食糧援助に係る取引が、国際連合食糧農業機関の「余剰処理の原則及び協議義務」に適合する方法で実施されること。

第十条 輸送及び引渡し

(a) 特に、緊急食糧援助又は優先される受益国に対して供与される食糧援助の場合において、"cost"による費用以外の輸送及び引渡しに係る費用は、可能な限り援助を行う側が負担する。

(b) 食糧援助の実施を計画するに際しては、援助食糧の輸送、加工又は保管に影響する潜在的な困難及び援助物資の引渡しが受益国において生産される収穫物の市場取引に与える影響に対し、適当な配慮を払う。

(c) 加盟国は、利用可能な実施手段を最大限活用するため、可能な限り食糧援助を行う他の者、受益国及び援助食糧の引渡しに関係する他の者と共に、調整された引渡計画を作成する。

(d) 加盟国によるこの規約の実施状況を検討する際には、輸送費及び実施に係る他の費用の支払につき適当な言及を行う。

(e) 輸送費及び実施に係る他の費用は、加盟国の拠出量として報告することのできる食糧援助の実施の一部として生ずるものでなければならぬ。

第十一条 拠出の経路

(a) 加盟国は、二国間援助の形式で又は政府間機関その他の国際機関若しくは非政府機関を通じて

て食糧援助を供与することができる。

(b) 加盟国は、食糧援助を多数国間の枠組み(特に、世界食糧計画)を経路として行うことの利点に十分な考慮を払う。

(c) 加盟国は、食糧援助を計画し及び実施する際には、政府間機関であるか非政府機関であるかを問わず、関連する国際的な機関において得られる情報及び能力を可能な限り利用する。

(d) 加盟国は、食糧援助の実施における整合性を強化することを目的として、食糧援助の分野で活動する国際的な機関に關係する食糧援助の政策及び活動を調整するよう奨励される。

第十二条 現地における買入れ及び三角取引

(a) 現地における農業開発を促進し、地域及び現地の市場を強化し並びにより長期的な受益国の食糧安全保障を向上させるため、加盟国は、現金拠出を次の形態の食糧の買入れに用い又は割り当てることに考慮を払う。

(i) 他の開発途上国から受益国に供給するための買入れ(三角取引)

(ii) 開発途上国の一部の地域から当該国における食糧が不足している地域に供給するための買入れ(現地における買入れ)

(b) 現金拠出については、原則として、買入先国である国が、当該年度において二国間若しくは多数国間の食糧援助として受領した食糧と同一の種類の食糧又はその前のいずれかの年度にお

いてそのような食糧援助として既に受領し、なお使用している食糧と同一の種類の食糧を買い入れるために行ってはならない。

(c) 開発途上国からの食糧の買入れを容易にするため、加盟国は、可能な限り、開発途上国において存在し又は予想される余剰食糧に関して自国が有する情報を事務局に提供する。

(d) 加盟国は、現地における買入れに起因する価格の変化による低所得の消費者に対する有害な影響を回避するよう特別の注意を払う。

第十三条 効果及び影響

(a) 食糧援助に係るすべての取引において、加盟国は、次のことに特別の注意を払う。

(i) 援助食糧の適時の配布を確保し、もって現地における収穫、生産及び市場取引の仕組みに対する有害な影響を回避すること。

(ii) 現地の食習慣及び対象者の栄養上の必要性を尊重し並びに当該対象者の食生活に対する悪影響を最小限にすること。

(iii) 食糧援助に係る意思決定の過程及び食糧援助の実施における女性の参加を促進させ、もって各家庭の食糧安全保障を強化すること。

(b) 加盟国は、この規約に合致する方法により食糧援助の計画が作成され及び実施されるよう、受益国政府の努力を支援することに努める。

(c) 加盟国は、受益国政府及び市民社会が食糧援助の計画の影響を増大させるために食糧安全保障

障上の戦略を作成し及び実施する能力及び権限を強化することを支持し、適当な場合には、これに貢献すべきである。

(d) 援助食糧が受益国において売り渡される場合には、その売渡しは、可能な限り、民間部門を通じて及び市場分析に基づいて行われるものとする。その売渡しから得られる代金は、受益国における食糧安全保障の改善を目的とする事業計画に優先的に振り向けられるものとする。

(e) 食糧安全保障の向上に一層寄与し並びに食糧安全保障上の戦略を作成する政府及び市民社会の能力を全体として高めるよう、資金援助、技術協力その他の方法の活用により食糧援助の効果を一層増大させることに考慮が払われるべきである。

(f) 加盟国は、食糧援助の政策と開発、農業、貿易その他の部門における政策との間の整合性を確保するよう努める。

(g) 加盟国は、食糧援助の計画及び実施における調整の監視を確保するため、各受益国に關しすべての関連する協力者との協議を、可能な限り行うことに同意する。

(h) 加盟国は、食糧援助の計画及び実施における共同評価を行うよう努める。当該評価は、合意される国際的な原則に基づいて行われるべきである。

(i) 加盟国は、食糧援助の計画及び実施における評価を行う場合には、食糧援助の計画及び実施

の効果及び影響に関するこの規約の規定に考慮を払う。

(j) 加盟国は、二国間の形式で若しくは多数国間の枠組みを経路として又は非政府機関を通じて行う食糧援助が与える影響を、対象者の栄養状態その他世界の食糧安全保障に関する指標を利用して測定するよう奨励される。

第十四条 情報及び調整

(a) 加盟国は、手続規則に従い、委員会に対し、自国が行う拠出の量、内容、経路、輸送費及び実施に係る他の費用を含む費用並びに形態及び条件に関して、定期的及び適時に報告を提出する。

(b) 加盟国は、この規約の実施のために必要とされる統計その他の情報であって特に次の事項に係るものを提供することを約束する。これらの報告は、可能な限り、委員会の通常の各会期の前に事務局長に書面により提出される。

(i) 自国による又は国際的な機関を通ずる援助物資の引渡し（現金拠出、現地における買入れ又は三角取引による産品の買入れを含む。）

(ii) 将来の食糧援助の供与に関して結ばれた取決め

(iii) 食糧援助の供与及び援助食糧の配布に影響を及ぼす政策

(c) 国際的な機関に対する現金拠出の形態で援助を行う加盟国は、手続規則に従って自国の義務の履行を報告する。

(d) 加盟国は、食糧援助の政策及び計画に関する情報並びに当該政策及び計画に対する評価の結果に関する情報を交換するものとし、並びに食糧援助の計画と国、地域、地方及び家庭における食糧安全保障上の戦略との整合性を確保するよう努める。

(e) 加盟国は、委員会に対し、約束量のうち贈与の形態によらないものの比率及びその条件を事前に明示する。

第三部 運用

第十五条 食糧援助委員会

(a) 千九百六十七年の国際穀物協定の食糧援助規約によって設立された食糧援助委員会は、この規約を運用するため、この規約に定める権限及び任務をもって存続する。

(b) 委員会は、この規約のすべての締約国で構成する。

(c) 各加盟国は、委員会の所在地に駐在する代表を指名し、委員会の活動に関する事務局からの通知その他の連絡は、通常当該代表に対して行われる。ただし、いずれの加盟国も、事務局長との合意により他の措置をとることができる。

第十六条 権限及び任務

(a) 委員会は、この規約の規定を実施するために必要な決定を行い、かつ、必要な任務を遂行する。委員会は、この目的のために必要な手続規則を制定する。

(b) 委員会の決定は、コンセンサス方式によって

行う。

(c) 委員会は、開発途上国における食糧援助の必要性及び加盟国の対応能力について常に検討する。

(d) 委員会は、この規約の第一条に定める目的の達成に向けての進捗状況及びこの規約の規定の実施について常に検討する。

(e) 委員会は、受益国から情報を受領し及び受益国と協議することができる。

第十七条 議長及び副議長

(a) 各年度における最後の通常の会期において、委員会は、次の年度における議長及び副議長各一人を任命する。

(b) 議長の責務は、次のとおりとする。

(i) 各会期の議事日程案を承認すること。

(ii) 会期中の会合を主宰すること。

(iii) 各会合及び各会期の開始及び終了を宣言すること。

(iv) 各会期の始めに委員会に対し、議事日程案をその採択のために提出すること。

(v) 討議を統轄し及び手続規則の遵守を確保すること。

(vi) 関連する手続規則に従い、発言を許し及び議事手続上のすべての動議について決定すること。

(vii) 採決を行い及び決定を發表すること。

(viii) 代表が提出する緊急動議について裁定を下すこと。

(c) 議長が会期の全部若しくは一部において欠ける場合又は一時的にその職を行うことができない場合には、副議長が議長の職を務める。議長及び副議長の双方が欠ける場合には、委員会は、一時的な議長を任命する。

(d) 議長が何らかの理由によりその職を続けることができなくなった場合には、委員会が新たな議長を任命するまでの間、副議長が議長の職を務める。

(e) 副議長又は一時的な議長が議長の職を務める場合には、議長と同じ権限及び責務を有する。

第十八条 会期

(a) 委員会は、少なくとも毎年一回、国際穀物理事会の通常の会期の際に会合する。委員会は、また、他の時期であっても議長が決定し若しくは三の加盟国が要請する時期に又はこの規約の定めるところに従って会合する。

(b) 委員会の定足数は、いずれの会期においても、委員会を構成する加盟国の代表の三分の二以上とする。

(c) 委員会は、適当な場合には、非加盟国及び他の政府間国際機関の代表に対し、委員会の公開の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

(d) 委員会の所在地は、ロンドンとする。

第十九条 事務局

(a) 委員会は、その必要とする管理業務（資料及び報告書の作成及び配布に関する事務を含む。）

の遂行のため、国際穀物理事会の事務局の役務を利用する。

(b) 事務局長は、委員会の指示を実施し、並びにこの規約及び手続規則に定める職務を遂行する。

第二十条 不履行及び紛争

(a) この規約の解釈若しくは適用に関する紛争又はこの規約上の義務の不履行がある場合には、委員会は、会合して適当な措置をとる。

(b) 加盟国は、この規約の規定の適用に関する意見の一致が得られない場合には、コンセンサス方式による委員会の勧告及び結論を考慮する。

第四部 最終規定

第二十一条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

第二十二条 署名及び批准

(a) この規約は、千九百九十九年五月一日から六月三十日まで、第三条(c)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

(b) この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十九年六月三十日を期限として寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府のために、当該期限について一

回又は二回以上にわたって延期を認めることができる。

(c) 署名政府は、この規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(d) 寄託者は、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用並びにこの規約への加入をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第二十三条 加入

(a) この規約は、第三条(c)に掲げる国の政府であつてこの規約に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百九十九年六月三十日を期限として寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府のために、当該期限について一回又は二回以上にわたって延期を認めることができる。

(b) この規約は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会が適当と認める条件による第三条(c)に掲げる国の政府以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

(c) (a)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(b)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に

ついでこの規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自国の法令に従って暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十四条 効力発生

(a) この規約は、第三条(c)に掲げる国の政府のうち、その約束量の合計が同項に掲げるすべての国の政府の約束量の合計の少なくとも七十五パーセント相当となるものが、千九百九十九年六月三十日を期限として批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、千九百九十九年七月一日に効力を生ずる。

(b) この規約が(a)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、この規約が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によって決定することができる。

第二十五条 有効期間及び脱退

(a) この規約は、千九百九十五年の穀物貿易規約又はこれに代わる新たな穀物貿易規約のいずれかが千九百九十九年六月三十日まで効力を有すること

を条件として、同日まで効力を有する。ただし、(b)の規定に基づいて有効期間が延長される場合又は(f)の規定により一層早い日に終了する場合は、この限りでない。

(b) 委員会は、千九百九十九年六月三十日以後についてこの規約の有効期間を、順次二年を超えない期間延長することができる。ただし、千九百九十五年の穀物貿易規約又はこれに代わる新たな穀物貿易規約のいずれかが当該延長の期間中効力を有することを条件とする。

(c) この規約の有効期間が(b)の規定に基づいて延長される場合には、その延長が効力を生ずる前に、加盟国は、第三条(c)に定める各加盟国の約束量を再検討することができる。再検討された加盟国の約束量は、当該延長の期間中変更されない。

(d) この規約の実施は、特に、食糧援助の供与に関連する多数国間交渉の結果(特に、譲許的な信用供与による食糧援助に関連するものを含む)及びその結果を適用する必要性に留意しつつ、常に検討されるものとする。

(e) この規約の有効期間の延長又は新たな規約の作成を決定する前には、すべての食糧援助の実施、特に、譲許的な信用供与による食糧援助の実施に関する事情が、検討されるものとする。

(f) 委員会は、この規約が終了する場合には、委員会の清算を行うために必要な期間存続するも

のとし、その間、清算に必要な権限を有し、かつ、清算に必要な任務を遂行する。

(g) 加盟国は、いずれかの年度末の九十日前までに寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、当該年度末にこの規約から脱退することができる。もっとも、加盟国は、この規約に基づく義務で当該年度末までに履行しなかったものを脱退によって免除されるものではない。脱退する加盟国は、同時に、自国の決定について委員会に通報する。

(h) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会及び寄託者に書面による通告を行うことにより再加入することができる。この規約に再加入する加盟国は、再加入する年度から約束量の拠出を行う責任を有する。

第二十六条 国際穀物協定

この規約は、有効期間が延長された千九百九十五年の食糧援助規約に代わるものとし、千九百九十五年の国際穀物協定を構成する文書の一とする。

第二十七条 正文

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

千九百九十九年四月十三日にロンドンで作成した。

付表 A 輸送費及び実施に係る他の費用

この規約の第二条(a)(iv)、第三条、第十条及び第十四条に掲げられた費用は、食糧援助の拠出に伴う次の輸送費及び実施に係る他の費用を含む。

(a) 輸送費

運賃(積込み及び取卸しの費用を含む)。

留置及び発送の費用

積替の費用

袋詰の費用

保険料及び管理費

港湾使用料及び港内保管料

港内及び搬送途中における臨時倉庫設備使用料

国内輸送費、車両借上料、通行料、警護料、護送料及び国境通過料

機材借上料

航空機及び空輸に係る費用

実施に係る他の費用

援助の対象者により利用される非食糧品目(工具、用具、農業資材)の費用

協力者に提供する非食糧品目(車両、保管設備)の費用

受益国の援助担当者の研修費用

協力者の活動経費(a)の輸送費として支弁されるものを除く。

製粉その他の特別経費

非政府機関の現地における活動経費

技術支援業務及び業務管理に係る費用

事業計画の準備、査定、監視及び評価に係る費用

援助の対象者の登録に要する費用

現地における技術的役務の利用に係る費用

付表 B 受益国

この規約の第七条の規定に基づく食糧援助の受益国となる資格を有する国及び地域とは、千九百九十七年一月一日において OECD の開発援助委員会(DAC)の開発途上国及び開発途上地域の一覧表により援助の受益国として掲げられている国及び地域並びに千九百九十九年三月一日において WTO の食糧純輸入開発途上国の一覧表に含まれている国とする。

(a) 後発開発途上国

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カンボディア、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャード、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブティ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニア・ビサオ、ハイティ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、馬拉ウイ、モルディヴ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サント

(b) 低所得国

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、グルジア、ガーナ、ガイアナ、ホンデュラス、インド、ケニア、キルギス共和国、モザンビル、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、セネガル、スリ・ランカ、タジキスタン、ウイエトナム、ジンバブエ

(c) 低所得国

アルジェリア、ベリーズ、ボリヴィア、ボツワナ、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エル・サルヴァドル、フィジー、グレナダ、グアテマラ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ジョルダン、カザフスタン、朝鮮民主主義人民共和国、レバノン、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マラウイ、ミクロネシア、モルドヴァ、モロッコ、ナミビア、ニウエ、パラオ、パレスチナ自治区、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セント・ヴィンセント及びグレ

(d) WTOの食糧純輸入開発途上国(a)から(c)までに掲げるものを除く。
 ナディン諸島、スリナム、スワジランド、シリア、タイ、チモール、トケラウ諸島、トンガ、テニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ、ワリス・フテナ諸島、ユーゴスラヴィア連邦共和国

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

本件の目的及び要旨
 昭和四十二年当時、世界の小麦貿易量の約三分の一が通常の商業取引の枠外で援助として取引されていたことを踏まえ、貿易に悪影響を及ぼすことのないよう確保しつつ、開発途上国における食糧不足を緩和するための食糧援助を実施していく必要性が認識されるようになった。その結果、千九百六十七年の国際穀物協定の構成文書の一として千九百六十七年の食糧援助規約が作成され、以後累次にわたり更新されてきた。千九百九十五年の食糧援助規約は、その有効期間が本年六月三十日までとなっていたことから、世界の食糧問題への取組に関する千九百九十六年の世界食糧サミットにおける検討及び食糧援助の水準について再検討する旨の世界貿易機関における合意等を踏まえ、食糧援助委員会において新たな規約の作成交渉が行われた結果、千九百九十九年の食糧援助規約が本年

四月十三日にロンドンで作成された。

本規約は、千九百九十五年の国際穀物協定の構成文書の一である千九百九十五年の食糧援助規約に代わるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この規約は、予測可能な方法で適当な水準の食糧援助が供与されるようにすること等により、世界の食糧安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とする。

2 加盟国は、開発途上国に対し、食糧又はこれに代わる現金をこの規約に定める年間量を最小限度として供与すること。

3 穀物(小麦、大麦等)又は米、穀物及び米の一次加工又は二次加工をした産品、豆類、食用油、根菜作物、脱脂粉乳、砂糖、対象となる産品の種子等は、この規約に基づいて供与することができる。

4 この規約に基づく食糧援助は、付表Bに掲げる開発途上にある国及び地域(後発開発途上国、低所得国、低所得国及び世界貿易機関の食糧純輸入開発途上国)に対して供与することができる。

5 加盟国は、この規約による食糧援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うこと。

6 加盟国は、食糧援助委員会に対し、自国が行う援助の量、内容等に関して、定期的及び適時に報告を提出すること。

7 千九百六十七年の国際穀物協定の食糧援助

規約によって設立された食糧援助委員会は存続し、この規約の実施についての検討、情報収集等をその任務とする。

なお、本規約は、平成十一年七月二日に効力を生じており、我が国については、平成十一年七月二日に暫定的に効力を生じている。

よって政府は、本規約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本規約を締結することは、開発途上国における食糧不足を緩和するための国際協力に貢献すると見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成十一年度一般会計予算外務省所管経済協力費の項に、食糧援助として百二十六億八千万円が計上されている。右報告する。

平成十一年十二月八日

外務委員長 井奥 貞雄
 衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
 右は本院において承認することを議決した。
 平成十一年十一月十九日

参議院議長 斎藤 十朗
 衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長

国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。
 1 千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間を、千九百九十九年十月一日から二十一年九月三十日まで二年間延長する。

2 有効期間が延長された千九百九十四年の国際コーヒー協定は、国際連合事務総長に対し有効期間の延長を要する旨の通告を自国の国内法令に従って千九百九十九年九月三十日までに行つた締約国政府の間で、1の規定により同年十月一日より引き続き効力を有する。ただし、加盟輸出国の総票数の過半数を有する二十以上の加盟輸出国を代表する締約国政府及び加盟輸入国の総票数の過半数を有する十以上の加盟輸入国を代表する締約国政府が、有効期間の延長を要する旨の通告を同年九月三十日までに行うことを条件とする。この2の規定の適用における票の配分については、同年七月三十一日現

平成十一年十二月九日 衆議院會議録第九号

千九百九十九年七月二十一日に國際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百九十四年の國際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件及
同報告書 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭外一名提出)及び同報告書

二八

在の配分によることとする。この2に規定する
通告は、元首、政府の長若しくは外務大臣が署名するか、又はそのいずれかが署名した全権委任状に基づいて行ふ。國際機關からの通告については、機關の規則に従い正当な代表と認められる者が署名するか、又は当該代表が署名した全権委任状に基づいて行ふ。

3 有効期間が延長された千九百九十四年の國際コーヒー協定を自国の国内法令に従つて暫定的に適用することを約束する旨の通告を締約國政府が行ふ場合には、当該通告は、國際連合事務總長が千九百九十九年九月三十日までこれを受領することを条件として、有効期間の延長を受諾する旨の通告と同等の効力を有するものとみなす。当該通告を行つた締約國政府は、加盟國の有するすべての權利を有し、かつ、すべての義務を負ふ。ただし、当該通告を行つた締約國政府からの千九百九十四年の國際コーヒー協定の有効期間を二年間延長することを正式に受諾する旨の通告を二千三年三月三十一日又は國際コーヒー理事會の決定する同日よりも遅い日のいずれかの日までに國際連合事務總長が受領しなかつた場合には、当該締約國政府は、有効期間が延長された同協定への参加を当該いずれかの日に終止する。

4 千九百九十四年の國際コーヒー協定の締約國政府は、2又は3に規定する有効期間の延長を受諾する旨の通告を行わなかつた場合においても、有効期間が延長された同協定に基づくすべての義務を千九百九十九年十月一日に遡及して履行することを加入書の寄託の際に約束することとを条件として、二千三年六月三十日又は國際

コーヒー理事會の決定する同日よりも遅い日のいずれかの日までに、有効期間が延長された同協定に加入することができる。

5 有効期間が延長された千九百九十四年の國際コーヒー協定が2及び3の規定に従つて引き続き効力を有するための要件が満たされなかつた場合には、有効期間の延長の受諾又は当該協定の暫定的適用の通告を行つた政府は、次のいずれかの決定を行うために会合する。

(a) 千九百九十四年の國際コーヒー協定をこれらの政府の間で引き続き効力を有すべきものとするか否か及び、引き続き効力を有すべきものとする場合には、機關の運営を継続するための条件の設定
(b) 同協定第四十七條(4)の規定に基づいて機關の清算を行うための措置をとるか否か。
6 事務局長は、この決議を國際連合事務總長に伝達する。

千九百九十九年七月二十一日に國際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百九十四年の國際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(參議院送付に関する報告書)

一 本件の目的及び要旨
コーヒーに関する商品協定は、コーヒーの價格の安定及び需給の均衡を図ることを目的として、昭和三十三年に作成されて以来、同協定の更新及び有効期間の延長を経て、千九百九十四年の國際コーヒー協定(以下「九十四年協定」という。)に引き継がれてきた。九十四年協定は平成十一年九月三十日に終了することになつてい

たが、コーヒーに関する國際協力の継続と新協定の交渉のために時間的余裕を与えるため、平成十一年七月二十一日、ロンドンで開催された國際コーヒー理事會において、九十四年協定の有効期間の延長の決議が採択された。

本件の主な内容は、九十四年協定の有効期間を平成十三年九月三十日まで二年間延長するものである。
本協定の有効期間の延長は、所要の票數を有する一定數の締約國政府が平成十一年九月三十日までに受諾の通告を行つた場合に、これらの締約國政府の間で効力を有することとなつていたが、この要件が満たされなかつたため、同年十一月二十九日、受諾又は暫定的適用の通告を行つた政府の會合が開催され、本協定をこれらの政府の間で同年十月一日より引き続き効力を有するものとするとの決定が行われた。なお、我が國は、平成十一年九月二十四日に、暫定的適用の通告を行つてゐる。

よつて政府は、千九百九十四年の國際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由
我が國がこの有効期間の延長を受諾することは、コーヒーの安定的輸入の確保に資することと、開發途上にあるコーヒー生産國の經濟的發展に引き続き協力すること等の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
三 本件に要する經費
本件に要する經費は、平成十一年度一般会計

予算外務省所管國際分担金其他諸費の項に、國際コーヒー機關分担金として二千八百八十六万一千円が計上されている。
右報告する。

平成十一年十二月八日

外務委員長 井奥 貞雄
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十一年十二月七日

提出者

佐々木憲昭

矢島 恒夫

賛成者

石井 郁子外二十三名

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律
正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)
第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条―第四十二条」を「第三十五条の二―第四十二条の二」に改める。

第十三條を次のように改める。

(過剩貸付け等の禁止)

第十三條 貸金業者は、貸付けの金額が、資金需要者の實力又は信用等に関し總理府令・大藏省令で定める基準を超えると認められる貸付けに係る契約を締結してはならない。

2 貸金業者は、その担保する債權の額が、保

一九

るに改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項を」第一項に改め、同項を同条第三項とする。
第五章中第四十二條の次に次の一条を加える。

(違反事実の申出)

第四十二條の二 何人も、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、金融再生委員会又は都道府県知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 金融再生委員会又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 金融再生委員会又は都道府県知事は、第一項の申出に係る事項について適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、速やかに、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

(過剰貸付けに係る契約の無効等)

第四十三條 貸金業者が、資金需要者である顧客の資金又は信用等に照らし、その者の返済能力を著しく超えたと認められる貸付けに係る契約を締結したときは、当該貸付けに係る契約は無効とする。

2 貸金業者が、貸付けに係る契約について、保証人の資金又は信用等に照らし、その者の保証能力を著しく超えたと認められる保証契約を締結したときは、当該保証契約は無効とする。

する。

第四十三條の次に次の一条を加える。

(保証契約の取消し)

第四十三條の二 貸金業者が、貸付けに係る契約について保証契約を締結するに際し、保証人に対し、保証人の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保証人は、当該保証契約を取り消すことができる。

2 民法第九十六條第三項及び第九十條から第九十六條までの規定は、前項の取消しについて準用する。

第四十七條の次に次の一条を加える。

第四十七條の二 第二十一條第一項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八條第三号を次のように改める。

三 第三十五條の二の規定による命令に違反した者

第五十條第五号を次のように改める。

五 第四十二條第一項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十條第六号を削る。

第五十一條第一項中「この項の下に」及び次

項を加え、「前四條を」第四十七條から前条までに改め、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七條の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し一億円以下の罰金刑を、その人に対し同条の罰金刑を科する。

(貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第三條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇

二 パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十・〇五六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇五四パーセントとする。)

二 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇一八パーセント(二月二十九日を含む一年については年十八・〇五一二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四九三パーセントとする。)

三 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント(二月二十九日を含む一年については年十五・〇四二六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四一一パーセントとする。)

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項から第十六項までを削る。

(利息制限法の一部改正)

第五條 利息制限法(昭和二十九年法律第百二)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(利息の最高限)

第一條 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十・〇五六八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇五四八パーセントとする。)

二 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇一八パーセント(二月二十九日を含む一年については年十八・〇五一二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四九三二パーセントとする。)

三 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント(二月二十九日を含む一年については年十五・〇四二六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四一一パーセントとする。)

第二条中「前条第一項を「前条」に、「こゝる」を「超える」に改める。

第三条中「前二条の下に」及び「次条第一項を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四条第一項中「第一条第一項に規定する率の二倍をこゝる」を「当該消費貸借上の約定利率(当該消費貸借上の利息の元本に対する割合をいう。の二倍又は第一条に規定する率のいずれか低い方を超える」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律第十六条の二、第十七条の二、第十九条の三、第四十三條及び第四十三條の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。前)に締結された貸付けに係る契約及び保証契約については、適用しない。

2 第三条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び第四条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の規定は、施行日以後に締結される金銭を目的とする消費貸借上の利息(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第六項の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下この項において同じ。)の契約について適用し、施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正後の利息制限法(以下この項において「新利息制限法」という。)の規定は、施行日以後に締結される金銭を目的とする消費貸借上の利息(新利息制限法第三条の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約について適用し、施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借上の利息(この法律による改正前の利息制限法第三条の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約については、なお従

前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為並びに前条第二項及び第三項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(質屋営業法の一部改正)

第四条 質屋営業法昭和二十五年法律第百五十八号の一部を次のように改正する。

第三十六条中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一三六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」とあるのは、「年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第六号中「第一条第一項を「第一条」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第六条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「第一条第一項を「第一条」に改める。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百一十二条中貸金業の規制等に関する法律第二十四条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の二中「金融再生委員会」を「金融再生委員会又は都道府県知事は、」に改め、「都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して」を削る。

第二百一十二条のうち貸金業の規制等に関する法律第四十二條第一項及び第二項の改正規定中「及び第二項を削る。

第二百一十二条中貸金業の規制等に関する法律第四十三條第二項第一号の改正規定を削る。

附則第五十五條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第二百一十二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「旧貸金業の規制等に関する法律」という。を「旧貸金業の規制等に関する法律」に、「第二百一十二条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業の規制等に関する法律」という。を「新貸金業の規制等に関する法律」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二百一十二条の規定による改正前の貸金業

の規制等に関する法律(以下この条において「旧貸金業の規制等に関する法律」という。)第三十五条の二の規定により都道府県知事が金融再生委員会の登録を受けた貸金業者に対して業務の運営の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずる処分は、第二百二十二条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業の規制等に関する法律」という。)第三十五条の二の規定により金融再生委員会がした処分とみなす。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における貸金業の業務の運営の状況にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付けの禁止等についての規定、貸金業者に対する監督の強化のための規定等を整備するとともに、根保証契約に対する規制、保証契約締結前の説明、書面による解除、保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する上限金利を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における貸金業の業務の運営の状況にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付けの禁止等についての規定、貸金業者に対する監督の強化のための規定等を整備するとともに、根保証契約に対する規制、保証契約締結前の説明、書面による解除、保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する上限金利を引き下げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 貸金業の規制等に関する法律の一部改正

(一) 過剰貸付け等の禁止

(1) 貸金業者は、貸付けの金額が、省令で定める基準を超えると認められる貸付けに係る契約を締結してはならないこととする。

(2) 貸金業者は、その担保する債権の額が、省令で定める基準を超えると認められる保証契約を締結してはならないこととする。

(3) 貸金業者は、貸付けに係る契約について、省令で定める基準に照らし必要と認められる程度を超えて、保証契約を締結してはならないこととする。

(二) 根保証契約に対する規制

(1) 根保証契約においては、保証期間及び保証の限度額を定めなければならないこととする。

(2) 主たる債務者と追加貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約

の内容を明らかにする事項を書面で根保証人に通知すべき旨及び根保証人が一定の期間内に申し出た場合には、当該追加貸付けに係る契約に基づく債権が保証の対象とならない旨を定めなければならないこととする。

(3) (1)、(2)に反する契約は、無効とする。

(二) 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該貸付けに係る契約及び当該保証契約の内容を明らかにする事項等について説明しなければならないこととする。また、顧客又は保証人は、一定の期間内において、書面により貸付けに係る契約又は保証契約を解除することができることとする。

(四) 貸金業者に対する監督の強化

(1) 金融再生委員会等は、貸金業者に対し、業務運営の是正を命ずることができることとするとともに、(一)、(二)に違反した貸金業者に対しては、業務停止処分その他の行政処分を行うことができることとする。

(2) 金融再生委員会等は、貸金業規制法を施行するため必要があると認めるときは、貸金業者に対し、報告をさせ、また立入検査を行うことができることとする。

(3) 何人も、貸金業規制法違反の事実があると認めるときは、金融再生委員会等に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができることとする。

もに、金融再生委員会等は、当該申出について適当な措置をとること等としたときは、その旨を当該申出をした者に通知しなければならないこととする。

(四) 債務者が制限超過利息を任意に支払った場合のみなし弁済規定を削除することとする。

(六) 貸金業者が、顧客の返済能力を著しく超えたと認められる貸付けに係る契約を締結したとき、又は保証人の保証能力を著しく超えたと認められる保証契約を締結したときは、貸付けに係る契約又は保証契約は無効であることとする。

(七) 貸金業者が、貸付けに係る契約について保証契約を締結するに際し、保証人の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保証人は、当該保証契約を取り消すことができることとする。

(八) 貸金業者等が、貸付けに係る契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又はその私生活等の平穩を害するような言動によってその者を困惑させた場合の罰則を強化することとする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合における刑罰金利を、元本の額に応じ次のとおり引き下げる。

(一) 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇パーセント
(二) 元本が十万円以上百万円未満の場合 年

十八・〇〇一八パーセント

(三) 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント

3 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正

日賦貸金業者及び電話担保金融に係る制限利息の特例を廃止することとする。

4 利息制限法の一部改正

(一) 金銭消費貸借上の制限利息を2と同一にする。こととする。

(二) 債務者が制限超過利息を任意に支払ったときはその返還を請求することができないとする規定を削除することとする。

(三) 金銭消費貸借上の債務不履行による賠償額の予定の制限について、賠償額の元本に対する割合が(一)の率の二倍までとされているのを当該消費貸借上の約定利率の二倍又は(一)の率のいずれか低い方とすることとする。

(四) 債務者が制限超過賠償額を任意に支払ったときはその返還を請求することができないとする規定を削除することとする。

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の否決理由

本案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付けの禁止等についての規定、貸金業者に対する監督の強化のための規定等を整備するとともに、根保証契約に対する規制、保証契約締結前の説明、

書面による解除、保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する上限金利を利息制限法並みに引き下げる等の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年十二月八日

大蔵委員長 金子 一義

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年六月九日

提出者

中野 寛成

日野 市朗

仙谷 由人

賛成者

安住 淳 外八十六名

上田 清司

海江田万里

玉置 一弥

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第一条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを

行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十・〇五六八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇五四八パーセントとする。)

二 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇一八パーセント(二月二十九日を含む一年については年十八・〇五二二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四九三二パーセントとする。)

三 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント(二月二十九日を含む一年については年十五・〇四二六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四一一パーセントとする。)

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項から第十六項までを削る。

(利息制限法の一部改正)

第三条 利息制限法(昭和二十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十・〇五六八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇五四八パーセントとする。)

二 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇一八パーセント(二月二十九日を含む一年については年十八・〇五二二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四九三二パーセントとする。)

三 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント(二月二十九日を含む一年については年十五・〇四二六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四一一パーセントとする。)

第二条中「前条第一項を「前条」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条ただし書を削る。

第四条第一項中「第一条第一項を「第一条」に、「率の二倍をこえる」を「率を超える」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び第二条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に締結される金銭を目的とする消費貸借上の利息(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第六項の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下この項において同じ。)の契約について適用し、施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の利息制限法(以下この項において「新利息制限法」という。)及び第四条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定は、施行日以後に締結される金銭を目的とする消費貸借上の利息(新利息制限法第三条の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約について適用し、施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借上の利息(この法律による改正前の利息制限法第三条の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行

について予定される賠償額を含む。)の契約については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(質屋営業法の一部改正)

第四条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「四十・〇〇パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一三六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」とを「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」とあるのは、「年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第六号中「第一条第一項を「第一条」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第六条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「第一条第一項を「第一条」に改める。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、貸金業を営む者が金銭の貸付けを行う場合における高金利を是正するため、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する上限金利を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案(中野寛成君外五名提出、第百四十五回国会衆議院第二五号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、貸金業を営む者が金銭の貸付けを行う場合における高金利を是正するため、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)に規定する上限金利を引き下げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 出資法の一部改正

(一) 貸金業を営む者による高金利での金銭の貸付けの処罰に関し、その制限利息を元本の額に応じ次のとおり引き下げることにする。

- (1) 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇パーセント
- (2) 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇パーセント

(3) 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇パーセント

(二) 日賦貸金業者及び電話担保金融に係る制限利息に関する特例を廃止することとする。

2 利息制限法の一部改正

(一) 金銭消費貸借上の制限利息を1の(一)と同

一にすることとする。

(二) 債務者が制限超過利息を任意に支払ったときはその返還を請求することができないとする規定を削除することとする。

(三) 金銭消費貸借上の債務不履行による賠償額予定の制限について、賠償額の元本に対する割合が(一)の率の二倍までとされているのを一倍に引き下げることにする。

(四) 債務者が制限超過賠償額を任意に支払ったときはその返還を請求することができな

いとする規定を削除することとする。

3 貸金業の規制等に関する法律の一部改正

債務者が制限超過利息を任意に支払ったときは、有効な利息債務の弁済とみなす規定を削除することとする。

4 その他所要の規定を整備することとする。

二 議案の否決理由

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、貸金業を営む者が金銭の貸付けを行う場合における高金利を是正するため、出資法に規定する上限金利を利息制限法並みに引き下げる等の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成十一年十二月八日

大蔵委員長 金子 一義

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年十二月二日

提出者

岡田 克也

北橋 健治

上田 清司

仙谷 由人

賛成者

安住 淳外八十八名

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条 貸金業者は、資金需要者の資力又は信用等について総理府令・大蔵省令で定める基準に照らし、資金需要者である顧客の返済能力を超えると認められる貸付けに係る契約を締結してはならない。

2 貸金業者は、保証人の資力又は信用等について総理府令・大蔵省令で定める基準に照らし、貸付けに係る契約について、保証人の保証能力を超えると認められる保証契約を締結してはならない。

3 貸金業者は、総理府令・大蔵省令で定める基

準に照らし必要と認められる程度を超えて、貸付けに係る契約について保証契約を締結してはならない。

第十四条第一号中「利率」を「実質利率(総理府令・大蔵省令で定めるところにより算出した利息(礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸付けに関し貸金業者の受ける元本以外の金銭を含む。)の元本に対する割合をいう。以下同じ。))」に改める。

第十五条及び第十六条中「利率」を「実質利率」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(契約締結前の説明)
第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該契約を締結するまでに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該貸付けに係る条件に関し、総理府令・大蔵省令で定める事項について書面を交付して説明しなければならない。

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該保証契約を締結するまでに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該保証契約に関し、前項に規定する事項及び次の各号に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

- 一 保証の範囲
- 二 主たる債務者に対する貸付けの状況
- 三 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するか否か。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める事項

第十七条の見出しを「(契約締結時の書面の交付)」に改め、同条第一項第四号中「利率」を「実質利率」に改め、同条第二項中「及び」の下に「次の各号に掲げる事項について」を加え、「事項で総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所

三 保証契約の契約年月日

四 保証の範囲

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める事項

第十七条に次の一項を加える。

3 貸金業者は、主たる債務者との間の一定の範囲に属する不特定の債権に係る保証契約を締結している場合において、当該主たる債務者と当該保証契約に係る貸付けに係る契約を締結したときは、その都度、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び当該保証契約に係る主たる債務者の債務の弁済の状況を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならない。

第二十条中「利率」を「実質利率」に改める。
第二十一条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、貸金業者との貸付けの契約に基づく債務の弁済により求償権その他の債権(以下この条において「求償権等」という。)を有する者(当該貸金業者と政令で定める特殊の関

係のある者に限る。以下この項において「求償権等取得者」という。)及び求償権等取得者の有する求償権等を譲り受けた者(以下この条において「求償権等取得者等」と総称する。)並びに当該求償権等に係る債権の取立てについて求償権等取得者等その他の者から委託を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該求償権等に係る債権」と、前項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該求償権等取得者等の商号」と読み替えるものとする。

4 求償権等取得者等は、求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該求償権等が貸金業者との貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他総理府令・大蔵省令で定める事項並びにその者が当該求償権等に関する行為について第一項、第二項及びこの項の規定の適用がある旨を、総理府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

第二十四条第一項中「第十七条」を「第十七条第一項及び第二項」に、「から第二十二條まで」を「第二十一條第一項及び第二項、第二十二條」に、「及び」を「並びに」に、「第十七条」を「第十七條第一項及び第二項の」に、「第十七條」を「第十七條第一項及び第二項の」に、「及び前項中」を「並びに前項中」に改め、「前項各

平成十一年十二月九日 衆議院会議録第九号

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

号」の下に「同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第三号中「保証契約の契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る保証契約の契約年月日」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「同条第二項中「貸金業者」を「同項中「貸金業者」に改める。

第三十六条第一項第一号中、「第十四条から第二十三条まで」を「第二十号まで、第二十一条第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む)若しくは第四項、第二十二條、第二十三條」に改める。

第四十三條を次のように改める。

(保証契約の取消し)

第四十三條 貸金業者が、貸付けに係る契約について保証契約を締結するに際し、保証人に対し、第十六條の二第一項に規定する事項、同条第二項各号に掲げる事項その他の保証人の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保証人は、当該保証契約を取り消すことができる。ただし、その事実を告げず若しくは不実のことを告げたことにつき貸金業者に過失がない場合又は保証人がその事実を知り、若しくは重大な過失によりその事実を知らなかった場合は、この限りでない。

2 民法第九十六條第三項及び第二百十條から第二百十六條までの規定は、前項の取消しについて準用する。

第四十八條第三号中「第二十一条第一項」の下に「同条第三項及び」を加える。

第四十九條第三号中「第十七條第一項若しくは第二項」を「第十六條の二第一項若しくは第二項、第十七條第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条第六号中「第二十一条第二項」の下に「同条第三項及び」を、「含む。」の下に「若しくは第四項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の貸金業の規制等に関する法律(次項において「新法」という。)第十七條第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に締結される貸付けに係る契約及び保証契約について適用し、同日前に締結された貸付けに係る契約及び保証契約については、なお従前の例による。

2 新法第十七條第三項及び第四十三條の規定は、この法律の施行前に締結された保証契約については、適用しない。

(罰則に係る経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百一十二條中貸金業の規制等に関する法律第四十三條第二項第一号の改正規定を削る。

理 由

最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付け及び過剰保証の禁止について規定を整備するとともに、契約締結前の説明義務、追加貸付けの際の根保証人に対する書面の交付義務、保証人による保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、貸金業者に対する監督を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付け及び過剰保証の禁止について規定を整備するとともに、契約締結前の説明義務、追加貸付けの際の根保証人に対する書面の交付義務、保証人による保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、貸金業者に対する監督を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 過剰貸付けの禁止等

(一) 貸金業者は、省令で定める基準に照らし、顧客の返済能力を超えると認められる貸付けに係る契約を締結してはならないこととする。

ととする。

(二) 貸金業者は、省令で定める基準に照らし、貸付けに係る契約について、保証人の保証能力を超えると認められる保証契約を締結してはならないこととする。

(三) 貸金業者は、省令で定める基準に照らし必要と認められる程度を超えて、保証契約を締結してはならないこととする。

2 契約締結前の説明義務

(一) 顧客に対する事前の説明義務

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該契約の内容を明らかにする事項について書面を交付して説明しなければならないこととする。

(二) 保証人に対する事前の説明義務

貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該貸付けに係る契約及び当該保証契約の内容を明らかにする事項等について、書面を交付して説明しなければならないこととする。

3 追加貸付けの場合における根保証人に対する書面の交付

貸金業者は、貸付けに係る契約について根保証契約を締結している場合において、主たる債務者と追加貸付けに係る契約を締結したときは、その都度、遅滞なく、当該追加貸付けに係る契約の内容を明らかにする事項等を記載した書面を根保証人に交付しなければならないこととする。

- 4 求償権等の債権の取立行為の規制
貸金業者との貸付けの契約に基づく債務の弁済により求償権等を有する者等は、当該求償権等の債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならないこととする。
- 5 保証人の保証契約の取消権
貸金業者が貸付けに係る契約について保証契約を締結するに際し、保証人に対し、保証の範囲、主たる債務者の借入れの状況その他の重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保証人は、当該保証契約を取り消すことができることとする。
- 6 1から4までに違反した貸金業者に対しては業務停止処分を行うことができることとし、情状が特に重い場合は、当該貸金業者の貸金業の登録を取り消すことができることとする。
- 7 4に違反して、求償権等の債権の取立てをするに当たって人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動によりその者を困惑させた者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。また、2又は3に違反して書面を交付しなかった者は、三十万円以下の罰金に処することとする。
- 8 貸金業者は、広告等に貸付条件として利率を表示するときは、みなし利息を含む利息の元本に対する割合として算出した実質利率を表示しなければならない旨法律に明記することとする。

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の否決理由

本案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付け及び過剰保証の禁止について規定を整備するとともに、契約締結前の説明義務、追加貸付けの際の根保証人に対する書面の交付義務、保証人による保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、貸金業者に対する監督を強化する等の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成十一年十二月八日

大蔵委員長 金子 一義
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年十二月七日

提出者

相沢 英之	中村正三郎
衛藤征士郎	石原 伸晃
宮本 一三	鈴木 淑夫
一川 保夫	谷口 隆義
石井 啓一	
賛成者	
伊吹 文明外五十六名	

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の五」に改める。

第十四条第一号中「利率」の下に「利息及びみなし利息(礼金、割引金、手数料、調査料、その他何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用を除く)をいう。以下この号において同じ。の総額(一年分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む)を総理府令・大蔵省令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。を百分率で表示するものをいう。以下同じ。を加える。

第十七条第二項中「前項各号に掲げる事項を記載した書面及び」を削り、「事項」の下に「前項各号に掲げる事項その他の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約を締結するまでに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書

面を当該保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で総理府令・大蔵省令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める事項

第十七条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならない。貸金業者が、貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときにおいても、同様とする。

第二十四条第二項中「額」と、同条第二項中の下に「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付

3 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者以下この項において「取立て制限者」という。）であること

を知り、若しくは知ることができるとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該保証契約の締結をしてはならない。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)

第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託するに当たっては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に對し、その者が当該弁済に關してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条の五第一項及び第四十二条の規定(抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、総理府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第四十二条の規定(抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。)は、貸金業者の委託を受けて当該貸金業者の

貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権(以下「受託弁済に係る求償権等」という。)を取得した場合における当該弁済をした者(当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取扱った保証業者を除く。以下「受託弁済者」という。)について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を取扱ったとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受

託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金

業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託弁済者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託弁済者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有する者又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託しようとする場合において、その相手方が受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれ明らかである者(以下「この項において「取立て制限者」という。）」であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該弁済の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該弁済の委託をしてはならない。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有

る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは、「当該保証等に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十一条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの」と、前項中「保証業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)

第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことの他の総理府令・大蔵省令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適

用がある旨を、総理府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二條及び前項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く)は、受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業

者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に

基づく」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十一条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済に係る求償権等を取扱した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの)と、前項中「受託弁済者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

第三十六条第一号中「又は第二十四条第一項(同条第二項を)、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項又は第二十四条の五第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項)及び第二十四条の五第二項」に改め、同条第二号中「債権譲渡等をした」を「貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした」に改め、同号イ中「が取立て制限者」の下に「第二十四条第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。」を加え、同条第四号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者をいう。以下この号において同じ。であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

四 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者第二十四条の第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該受託弁済に係る求償権等を取扱した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の第三項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

五 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該資金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第二項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、この

ような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

六 保証等に係る求償権等を取扱した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

七 受託弁済に係る求償権等を取扱した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の第三項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

第四十三条第一項第一号中「又は第二項(第二十四条第二項)」を「(第二十四条第二項、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十七条第一項に規定する書面を交付している場合又は同条第二項から第四項まで(第二十四条第二項、第二十四条の

第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)に、第十七条第一項又は第二項に規定するを第十七条第二項から第四項までに規定するすべての」に改め、同条第二号中「第二十四条第二項」の下に、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加える。

第四十八条中「六月を一年に、」百万円を「三百万円に改め、同条第三号中「第二十四条第二項」の下に、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加え、同条に次の四号を加える。

四 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十一条の二の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

六 第四十二条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十二条第二項(第二十四条第二項、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第四十二条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条中「三十万円を」百万円に改め、同条第三号中「若しくは第二項」を「から第四項までに改め、」第二十四条第二項の下に、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加え、同条第五号及び第六号中「第二十四条第二項」の下に、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加え、同条第七号中「含む。」の下に、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)を加える。

第五十条中「十万円を」五十万円に改め、同条第三号から第六号までを削る。

第五十二条第一号中「第二十四条第二項」の下に、第二十四条の第二項、第二十四条の第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項を加える。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)
第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・ニパーセント」に、「四十・一一三六パーセント」を「二十九・ニ八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセ

ント」に改める。

(利息制限法の一部改正)

第二条 利息制限法(昭和二十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二倍をこえる」を「一・四六倍を超える」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業規制法」という。)第十七条第三項及び第四項前段の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する保証契約について適用し、施行日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。

2 新貸金業規制法第四十三条第四項後段の規定は、施行日以後に締結する貸付に係る契約で保証契約に係るものについて適用する。

3 新貸金業規制法第四十三条の規定は、施行日以後に締結する保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した保証契約に基づく支払については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に締結した保証契約であつて第二項の規定により新貸金業規制法第四十三条第四項後段の規定の適用があるものに基づく支払については、第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下この項において「旧貸金業規制法」とい

う。)第十七条第二項の規定により同項に規定する書面を交付し、かつ、新貸金業規制法第四十三条第四項後段の規定により同項に規定するすべての書面(同項後段の規定に係るものに限る。)を交付している場合に限り、旧貸金業規制法第四十三条の規定を適用する。

5 第一条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にした利息の契約に基づいてこの法律の施行後にした利息債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の受領(この法律の施行前に金銭の貸付けを行う者が業としてした金銭の貸付けに係るものに限る。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(利息制限法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の利息制限法第四十一条第一項の規定は、この法律の施行前にされた金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定にも適用する。ただし、この法律の施行前に金銭を目的とする消費貸借がされた場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(質屋営業法の一部改正)

第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「四十・〇〇パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一二三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第十四項中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一二三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(見直し)

第八条 この法律による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項については、この法律の施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

理 由

最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての

規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利を引き下げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 貸金業の規制等に関する法律の一部改正

(一) 貸付条件の揭示等に係る貸付利率の表示 貸金業者が貸付けの利率を揭示する場合等においては、利息及びみなし利息の総額を元本の額で除して得た年率を表示すべきことを法律上明記することとする。

(二) 保証人に対する書面の交付

(1) 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証人となろうとする者に交付しなればならないこととする。

(2) 貸金業者は、貸付けに係る契約について

て根保証契約を締結した場合において、主たる債務者と当該根保証契約に係る貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならぬこととする。

(3) (1)又は(2)の違反に対しては、業務の停止その他の行政処分及び刑事罰の対象とすることとする。

(三) 求償権等取得した者等に対する規制

(1) 貸金業者の貸付けに係る契約について貸金業者と保証契約を締結した保証業者等であつて当該貸付けの契約に係る債務を弁済したことにより求償権等取得した者に対し、取立て行為の規制、債務者等に対する書面の交付義務等につき、貸金業者と同様の規制を課すこととし、その違反行為に対しては、所要の罰則を設けることとする。

(2) 当該貸金業者と密接な関係にある求償権等取得した者等が取立て行為の規制の違反行為等をした場合において、当該貸金業者がこれらの者がこれらの違反行為等をしていないように相当な注意を払ったことを証明できなかったときは、当該貸金業者に対して業務停止その他の行政処分を行うことができることとする。

(四) 貸金業規制法違反の罰則について全面的に強化することとする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合における金利の上限を、年四・〇〇四パーセントから年二・九・二パーセントに引き下げるものとする。

3 利息制限法の一部改正

金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定の制限について、現在利息の上限の二倍とされているものを、一・四六倍に引き下げるものとする。

4 この法律は、平成十二年六月一日から施行することとする。

5 この法律による改正後の出資法の上限金利については、この法律の施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととする。

6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利を引き下げる等の措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年十二月八日

大蔵委員長 金子 一義

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 上限金利の見直しの検討に当たっては、資金需要者の利益の保護等に配慮すること。

一 いわゆる商工ローン問題等については、背景に貸し渋り等の問題があることにかんがみ、我が国の金融システムの在り方を更に真剣に検討し、早急に対応すること。

一 昨今の超低金利時代にあつながら、その恩恵に浴せないでいる中小企業や個人事業者が存在することを念頭に置き、実態に即応した施策を講ずること。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十一年十一月十九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部改正

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する

る。

第三条第一項中「金融機関(」の下に「第三条の八第一項を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の者に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時に消滅する。

第三条の二第四項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三条の三第一項中「又は第三条の七第一項」を「第三条の七第一項に改め、」新事業開拓保険(」の下に「又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険」を加え、同条第三項中「又は第三条の七第一項に規定する債務」を「第三条の七第一項又は第三条の八第一項に規定する債務」に、「又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係」を「第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険の保険関係」に改め、同条第四項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に改める。

第三条の四第三項、第三条の五第三項、第三条の六第三項及び第三条の七第三項中「第三条第三項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第三条の七の次に次の一条を加える。

(特定社債保険)
第三条の八 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者純資産の額が一定の額以上であることその他の通商産業省令で定

める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。が発行する社債(当該社債の発行が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第三項に規定する有価証券の私算によるものに限る。以下同じ。)のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険(以下「特定社債保険」という。)について、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下この条において同じ。)の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができ。

2 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特定社債保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「又は新事業開拓保険を」、新事業開拓保険又は特定社債保険に改め、「掛金。以

下同じ。の下に「又は社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」を、「信用保証協会が借入金の下に「又は社債に係る債務」を、「弁済をした借入金の下に「又は社債に係る債務」を加え、「及び新事業開拓保険を」、新事業開拓保険及び特定社債保険に改める。

第七條中「又は新事業開拓保険を」、新事業開拓保険又は特定社債保険に改める。

第八條中「借入金」の下に「又は社債に係る債務」を加える。

第九條及び第十條中「又は新事業開拓保険を」、新事業開拓保険又は特定社債保険に改める。

第十一條中「若しくは新事業開拓保険を」、新事業開拓保険若しくは特定社債保険に改める。

第十三條中「及び新事業開拓保険を」、新事業開拓保険及び特定社債保険に改める。

附則第五項の表第五條の項の中欄及び下欄中「及び新事業開拓保険を」、新事業開拓保険及び特定社債保険に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」第三十二條を「第三十條・第三十一條」に、「第六章 補則(第三十三條)」を「第六章 雜則(第三十二條・第三十三條)」に改める。

第一條中「融通する」を「供給する」に改める。

第四條第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

第七條中「又はこれに類する名称」を削る。

第十二條第一項中、「副總裁を」及び副總裁の任期は、四年としに、「四年を二年」に改め、同條第二項中「總裁、副總裁、理事及び監事」を「役員」に改める。

第十三條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

第十三條の次に次の一條を加える。

(役員解任)

第十三條の二 主務大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が前條の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

4 總裁は、第二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣

の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、公庫の副總裁又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、總裁に対しその役員の解任を命ずることができ。

第十四條中「總裁、副總裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同條に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十六條の次に次の一條を加える。

(職員解任)

第十六條の二 公庫の職員は、總裁が任命する。

第十八條を次のように改める。

(役員給与及び退職手当の支給の基準)

第十八條 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十九條中「中小企業者に対する貸付の」を「次の」に改め、同條に次の各号を加える。

一 中小企業者に対する貸付け

二 中小企業者が新たに発行する社債の応募その他の方法による取得

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第二十條第一項中「主務大臣の認可を受けて」を「主務省令で定める」に改める。

第二十一條の見出しを「業務方法書」に改め、同條第一項中「業務の方法を定め」を「業務方法書を作成し」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十二条中「作成し」の下に、「並びに当該四半期における第二十五条第四項の規定による短期借入金金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十五条第四項中「第一項の下に」及び「第四項を加え、」外を「ほかに、」借入を「借入れ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する中小企業債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十二条の規定により定められた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金金をすることが出来る。

5 前項の規定による短期借入金金は、当該短期借入金金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十五条の二第一項中「資本金の額の三十倍に相当する金額を限度として」を「主務大臣の認可を受けて」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を

失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することが出来る。

第二十五条の二第三項中「第一項を」前二項に、「先だつて」を「先立つて」に改め、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を削り、「銀行又は信託会社」を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に改め、同条第六項中「又は信託会社」を「信託会社又は証券業者に改める。

第二十五条の三中「において、」の下に「公庫が前条第一項の規定により発行する」を、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「の元本の償還及び利息の支払」を「に係る債務」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することが出来る。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に、「外」を「ほか」に改め、同項第一号中「国債」の下に「地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三 銀行への預金
四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第三十条第一項中「主務大臣が」の下に「この

法律の定めるところに従い」を加え、同条第二項中「認めるときは」の下に「公庫からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき」を加える。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十一条とする。

「第六章 補則」を「第六章 雑則」に改める。

第三十三条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条中「大蔵大臣」の下に「とし、主務省令は、通商産業省令、大蔵省令を加え、第六章 同条の前に次の一条を加える。

(解散)

第三十二条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十四条中「第三十二条第一項を」第三十条第一項に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十六条中「又はこれに類する名称」を削り、「五万円」を「十万円」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第三条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「左に」を「次に」に、「附随」を「付随」に改め、同項に次の一号を加える。

四 中小企業者等が発行する社債(当該社債の発行が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十三条に規定する有価証券の私算によるものに限る。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債

務の保証

第四十条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第四十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第四条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模企業者等設備導入資金助成法
第一条中「中小企業者の設備の近代化に必要な」を「小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための」に、「行なうこと等を」を「行うこと」に、「中小企業の近代化」を「小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化」に改める。

第二条第一項中「中小企業者」を「小規模企業者等」に改め、同項各号を次のように改める。
一 小規模企業者(常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人)以下の事業者をいう。次号において同じ。)

二 小規模企業者以外の中小企業者(中小企業基本法(昭和三十一年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)であつて、常時使用する従業員の数が政令で

定める数以下の事業者であるものうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるものとして政令で定めるもの

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者第一号及び第二号に掲げる者にあつては小規模企業者等となることが見込まれる者に、第三号及び第四号に掲げる者にあつては小規模企業者等に限定する。をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの(次号に掲げるものを除く。)

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 新たに事業を開始した個人(当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったものに限り。であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの

四 新たに設立された会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限り。であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

第二条第四項を削り、第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 この法律において「小規模企業者等設備導入資金」とは、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、都道府県が貸付事業及び設備貸与事業を

行うのに必要な資金をいう。

4 この法律において「貸付事業」とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。

5 この法律において「設備資金貸付事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その設置又はプログラム使用権の取得に充てられる資金の貸付けを行う事業をいう。

一 創業者の設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

二 小規模企業者等(創業者を除く。次項第二号において同じ。)の設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

6 この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。)を行う事業をいう。

一 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

第三条の見出しを「(都道府県に対する国の助

成等)に改め、同条第二項中「中小企業者の設備の近代化」を「小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化」に、「次に掲げる資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「に充てるため補助金を交付する」を「を貸し付ける」に改め、同項各号を削る。

第四条を次のように改める。

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が貸付事業に対して貸し付けることができる小規模企業者等設備導入資金の金額は、設備資金貸付事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額に相当する額以内の額、設備貸与事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額の二分の一に相当する額以内の額とする。

2 貸付事業が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る一の借主に対して貸し付けることができる貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸付事業が必要と認めた金額の二分の一に相当する額以内の額とする。

第五条中「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「五年」を、「八年」に、「十二年」を「十三年」に改め、同条に次の二項を加える。

2 貸付事業が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、前項ただし書に規定する施設に

係る貸付金の償還期間は、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 貸付事業が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備貸与事業に係る設備の譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供の対価の支払期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、第一項ただし書に規定する施設に係る対価の支払期間は、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第六条第一項中「都道府県を「貸付事業」に、「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る資金」に改め、「貸付事業を除く。」を削る。

第七条中「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「借主」を「貸付事業」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸付事業は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供をした場合において、当該資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、その者に対し、貸付金の全部若しくは一部の償還又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の対価の全部若しくは一部の支払を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は設備を譲渡し若しくは貸付けの目的以外の目的に使用し、若しくはプログラムをプログラム使用権の提供の目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還又は設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の対価の支払を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の条件に違反したとき。

第八条中「借主(借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡し又は貸付けを受けた者)を貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者に、(借主が貸付けを)その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けに改め、(借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲渡し、又は貸し付けた設備)を譲り、(中小企業設備近代化資金)を「小規模企業者等設備導入資金」に改める。

第九条第一項中「借主」を「貸与機関」に、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「借主が第七条第一号」を「貸与機関が第七条第一項第一号」に、「同条」を「同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用

用権の提供を受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、若しくは譲渡し若しくは貸付け若しくは提供の対価の支払をせず、又は第七条第二項第二号に該当することを理由として同項の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

4 貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供を受けた者が第七条第二項第一号又は第三号に該当することを理由として同項の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日又は設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の日から支払の日までの日数に応じ貸付金又は譲渡し若しくは貸付け若しくは提供の対価の金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを併せて請求することができる。

第十条第一項中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「国からの補助金」を「国の貸付金」に、「第七条」を「第七条第一項」に、「前条の違約金及び」を「前条第一項及び第二項の違約金並びに」に、「及び第十三条の規定による納付金」を「並びに第十三条第一項から第三項

までの規定による国への償還金及び同条第四項の規定による県の一般会計への繰入金」に改める。

第十一条の見出しを「(国の貸付金の額及び利率)に改め、同条中「国からの補助金」を「国の貸付金」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業の貸付け財源」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業の貸付けの財源」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国の貸付金は、無利子とする。

第十二条第一項中「国からの補助金の交付を受けた後」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うに当たつて」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に改め、同条第二項中「中小企業設備近代化資金の貸付事業を行なつて」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行つて」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、第一項の基準を定めたとときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

第十三条の見出しを「(国の貸付金の償還等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に償還しなければならない。

一 国の貸付金の総額(次項又は第三項の規定により国に償還した金額を除く。次項第一号において同じ。)

二 前号に掲げる金額とその都道府県が小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の総額(第四項の規定により県の一般会計に繰り入れた金額を除く。との合計額

第十三条第二項中「前項」を「第二項」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「国からの補助金」を「国の貸付金」に、「納付する」を「償還する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度の県の特別会計の決算上の剰余金の額が政令で定める額を超えるときは、その超える額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に對する割合を乗じて得た額に相当する金額を、政令で定めるところにより国に償還しなければならない。

一 当該年度の前々年度までの国の貸付金の総額

二 前号に掲げる金額とその都道府県が当該年度の前々年度までに小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の総額(第四項の規定により県の一般会計に繰り入れた金額を除く。との合計額

第十三条に次の一項を加える。

4 都道府県は、毎年度、前二項の規定により

第十四条を削る。

第十六条第一項中「設備貸与資金」を「規模小企業者等設備導入資金」に、「行なう中小企業設備貸与事業」を「行う設備貸与事業」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条及び第十九条を削る。

附則第二条第三項中「国からの補助金」を「国

附則第三条第四項中「国からの補助金」を「国の貸付金」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業を」小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に改める。

目次中 第六節 事業活動の規制に関する命

全一冊

める。

第十七条第一項第四号及び第五号を削り、同

第十七条の三を削る。

第十八条から第三十条まで 削除

入道の事、其功の云々、其の云々の口ハ、三美田

第三十二條を次のように改める。

第三十三条中、第十七条の二、第十九条第

るのは「會員たる商工組合の組合員」と、第二十

第四十二條第三項を次のように改める。

第四十二條に次の二項を加える。

5 主務大臣が第一項の認可の申請に関し発起

100

第六節 削除

第六十八条を次のように改める。

第七十条の二を削る。

第七十二条から第八十条までを次のように改

第七十二条から第八十条まで 削除

第八十九条第一項及び第

1

第九十条及び第九十一条 削除

第九十二条中「組合員たる資格を有する者又は第二十九条第一項各号(第三十三条において準用する場合を含む。)に掲げる者であつて同項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による申出を受けたものを削る。

第九十三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項を削り、同項を同条第三項とする。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

第四章中第九十五条の前に次の節名を付する。

第一節 協業組合、事業協同組合又は商工組合への組織変更

第九十六条第一項第四号を削る。

第四章中第九十六条の二の次に次の一節を加える。

第二節 株式会社又は有限会社への組織変更

第九十七条の三、事業協同組合、企業組合又は協業組合(以下この節において「組合」という。)は、その組織を変更し、株式会社又は有限会社(以下「会社」という。)になることができる。

(組織変更計画書の承認等)

第九十八条の四、組合は、前条の組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 前項の総会においては、その議決により、定款その他会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

3 前二項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三条に規定する議決に、協業組合については第五十五条の十九第一項に規定する議決によらなければならない。

4 総代会においては、協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、組織変更について議決することができない。

5 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条(第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。)の適用については、協同組合法第四十九条中「十日前まで」とあるのは「二週間前まで」と、「会議の目的たる事項」とあるのは「会議の目的たる事項、組織変更計画書の要領、組織変更後の会社の定款及び中小企業団体の組織に関する法律第九十六条の四第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」とする。

6 組合は、組織変更計画書において、政令で定める事項を記載しなければならない。

(組織変更の議決の公告等)
第九十九条の五、組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

2 前項の場合については、商法第九十六条(債権者の異議)の規定を準用する。

(組織変更に対する組合員の持分払戻請求権)
第一百条の六、組織変更を行う組合の組合員で、第一百条の四第一項の総会に先立つて当該組合に對し書面をもつて組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該組合を脱退することができる。

2 前項の規定による組合員の脱退については、協同組合法第二十条から第二十二条まで(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

3 前項の場合には、組織変更の日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

(組合員への株式又は持分の割当て)
第一百条の七、組織変更を行う組合の組合員(前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。)は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は持分の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

3 前二項の株式又は持分の割当てについては、商法第二百七十七条第一項及び第二項(一)株に満たない端数に関する処置)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第三百三十二

条ノ三(端株の任意売却許可の申請)の規定を準用する。

4 第一項の規定により組合員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第六百六十六条第一項第六号、第二項及び第三項(定款の記載事項)に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

(新会社の資本及び理事のてん補責任)
第一百条の八、組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の当時の組合の理事は、組織変更後の会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(準備金の積立て)
第一百条の九、組織変更後の会社は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額については、商法第二百八十八条ノ二第一項(資本準備金)の資本準備金として積み立てなければならない。

2 前項の残額については、商法第二百八十八条ノ二第三項(合併の場合の準備金の積立て)の規定を準用する。この場合において、同項中「合併二因り消滅したる会社ノ利益準備金」とあるのは「組織変更前ノ事業協同組合、企業組合又ハ協業組合ノ準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ準備金」と読み替えるものとする。

(質権の効力)
第一百条の十、組合の持分を目的とする質権は、

当該組合の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 組合は、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、その旨を前項の債権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

(登記)

第百条の十一 組合は、組織変更に必要な行為を終つてから、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の組合については協同組合法第八十八条(第五号の二)第三項において準用する場合を含む。の登記を、組織変更後の株式会社については商法第八十八条第二項に規定する登記を、組織変更後の有限会社については有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の規定により組織変更後の会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条(申請書の添付書面)に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十四条(有限会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録
- 四 第百条の五第一項の公告をしたことを証する書面

五 第百条の五第二項において準用する商法

第百条(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を証する書面

七 会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

八 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

3 第一項の登記については、商業登記法第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定を準用する。

(組織変更の効力発生)

第百条の十一 組織変更は、本店の所在地において前条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(株主又は社員となる時期)

第百条の十三 組織変更を行う組合の組合員で第百条の七第一項の規定により株式又は持分を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主又は社員となる。

2 前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五条第二号(株券の記載事項)に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六条(株券発行の時期)に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(組織変更の届出)

第百条の十四 組合は、組織変更をしたとき

は、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に届け出なければならない。

(組織変更事項を記載した書面の備置き等)

第百条の十五 会社の取締役は、第百条の五に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2 前項の書面については、商法第四百八条ノ二第二項(合併契約書等の閲覧等)の規定を準用する。

(組織変更無効の訴え)

第百条の十六 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴えについては、商法第八十八条(管轄裁判所)、第百五条第一項から第四項まで、第百六条、第百八条から第百十条まで(合併無効の訴え)、第二百四十九条(担保の提供)及び第四百十五條第二項(提起権者)並びに非訟事件手続法第百二十五条ノ六(設立無効の登記)及び第百四十条(裁判の謄本の添付)の規定を準用する。

第百一条の二第一項第二号ただし書を削る。
第百三条及び第百四条を次のように改める。
第百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の八第一項の純資産額につき官公署又は第百条の四第一項の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第百四条 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を受受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一 第百条の四第一項の総会における発言又は議決権の行使
二 第百条の十六第一項に規定する訴えの提起
2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。
第百五条中「前二条を、前条第一項に、」を「を、財産上の利益に改める。
第百六条から第百九条までを削る。
第百十條中「一」を「いづれかに」に、「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「又は第二項を削り、同条を同条第五号とし、同条を第百六条とする。
第百十一條中「第六十一條又はを削り、」十萬元」を「二十萬元」に改め、同条を第百七条とする。
第百十一條の二中「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条を第百八条とする。
第百十二條中「第百八条又は第百十條」を「第百六条」に改め、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。
第百十條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員又は株式会社若しくは有限会社の取締役(商法第百八十八條第三項若しくは有限会社法第十三條第三項において準用する商法第六十七條ノ二又は商法第二百五十八條第二項(有限会社法第三十二條に

において準用する場合を含む。)の職務代行者を含む。は、百万円以下の過料に処する。

一 第百条の四の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二 第百条の五第一項又は同条第二項において準用する商法第百条に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第百条の九第一項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

四 第百条の十一第一項に定める登記を怠ったとき。

五 第百条の十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第百条の十五第一項の規定に違反して、書面を備え置かないとき。

七 第百条の十五第二項において準用する商法第四百八条ノ二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第百十三条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「登記」の下に「(第百条の十一第一項に定める登記を除く。)」を加え、同条を第百十一条とする。

第百十四条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を第百十二条とする。

第百十五条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第百十三条とする。

第百十六条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を第百十四条とする。

第百十七条中「五万円」を「十万円」に改め、同

条を第百十五条とする。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「融通する」を「供給する」に、「融通しを」を「供給し」に改める。

第十九条第一項第五号を次のように改める。

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得すること。

第十九条第一項に次の一号を加える。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十二條第二項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 社債の取得に関する業務の方法

第三十七條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十八條中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十九條中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十條中「五万円」を「十万円」に改める。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「五年」を「十年」に改める。

第八条の四の次に次の一条を加える。

(新株の引受権の付与の特例)

第八条の五 第四条第一項の認定を受けた者であつて株式会社であるもの(次項において「認定会社」という。)が、認定研究開発等事業計画に従つて行われる研究開発等事業に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた者である旨を証する都道府県知事の書面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十四条の十一 第四項中、「(弁済)手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込み。以下同じ。とあるのは、(弁済)と、(借入金)手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下

同じ。とあるのは「社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」と及び、「(借入金)とあるのは「社債に係る債務」と、(総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ。))とあるのは「総弁済額」とを削り、「及び新事業開拓保険を」、新事業開拓保険及び特定社債保険に改め、「及び第七條中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、同法第八條中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、「(借入金)とあるのは「社債に係る債務」と、同法第九条を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条、第九条及び第十条の規定 公布の日

二 第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三條の規定、附則第三十五條中中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)第九百五條の改正規定並びに附則第三十七條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四条の規定並びに第七條中中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第九条の改正規定並びに附則第四条から第六條までの規定、附則第十五條中激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十三年法律第五十号)第十三條の改正規定、附則第十六條の規定、附則第十八條中

中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百
一号)第五条の二の改正規定、附則第二十
中小企業における労働力の確保及び良好な
雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の
促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)
第十一条の改正規定、附則第二十三条中小
企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第
六十五号)第八条の改正規定、附則第二十五
条中エネルギー等の使用の合理化及び再生資
源の利用に関する事業活動の促進に関する臨
時措置法(平成五年法律第十八号)第二十二
の改正規定、附則第二十六条、第二十七条及
び第二十九条の規定、附則第三十条中心市
街地における市街地の整備改善及び商業等の
活性化の一体的推進に関する法律(平成十年
法律第九十一号)第二十五条の改正規定、附
則第三十一条中新事業創出促進法(平成十年
法律第五十二号)第二十一条の改正規定、
附則第三十二条中小企業経営革新支援法
(平成十一年法律第十八号)第七條、第十二
条及び附則第三条の改正規定、附則第三十四
中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律
第三十一号)第二十五条及び第二十七条の
改正規定、附則第三十五条中央省庁等改革
関係法施行法第九百二条の改正規定並びに附
則第三十六條の規定、平成十二年四月一日
(中小企業金融公庫法の一部改正に伴う経過措
置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に中小企業金
融公庫の理事又は監事である者の任期につい
ては、なお従前の例による。

第三条 中小企業金融公庫は、附則第一条本文に

規定する施行日(以下この条において「施行日」
という。)までに、施行日の属する四半期におけ
る短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大
臣の認可を受けなければならない。この場合
において、その認可の効力は、施行日から生ずる
ものとする。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正に伴
う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の中小企業近
代化資金等助成法(以下この条及び次条第一項
において「旧法」という。)第三条第一項の規定に
より都道府県に交付された国からの補助金(旧
法附則第二条第三項若しくは第三条第四項又は
附則第十六条の規定による改正前の中小企業振
興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三
十八年法律第七十一号。以下この条において
「改正前助成法」という。)附則第三条第二項の規
定により国からの補助金とみなされたものを含
む。次条第一項において「補助金等」という。及
び旧法第十一条の規定により県の一般会計から
県の特別会計に繰り入れられた資金(旧法附則
第三条第四項又は改正前助成法附則第三条第二
項の規定により当該資金とみなされたものを含
む。次条第一項において「旧繰入金」という。)を
財源とする旧法第三条第一項の中小企業設備近
代化資金の貸付事業(第四条の規定の施行前に
貸し付けられた資金に係るものに限る。)の実施
については、なお従前の例による。

第五条 旧補助金等(旧法第三条第一項の中小企
業設備近代化資金の貸付事業を廃止したときに
旧法第十三条第一項の規定により都道府県が国
に納付することとなっている補助金等という。)

及び旧繰入金は、それぞれ第四条の規定による
改正後の小規模企業者等設備導入資金助成法
(以下この条及び次条において「新法」という。)
第三条第一項の規定により国が都道府県に貸し
付けた資金(次項において「新貸付金」という。)
及び新法第十一条の規定により新法第三条第一
項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業の貸
付けの財源に充てられるため県の一般会計から県の
特別会計に繰り入れられた資金とみなす。

2 前項の規定により新貸付金とみなされる資金
及び新法附則第二条第三項若しくは第三条第四
項又は附則第十六条の規定による改正後の中小
企業振興資金等助成法の一部を改正する法律附
則第三条第二項の規定により国の貸付金とみな
される資金が新法第十条第二項に規定する県の
特別会計の資金に含まれる場合であつて、平成
十二年度以後に新法第三条第一項の規定による
貸付けを受けた国の貸付金の総額(新法第十三
条第二項又は第三項の規定により国に償還した
金額を除く。)が新法第十三条第二項の規定によ
り国に償還すべき金額に満たないときは、同項
中「その超える額に第一号に掲げる金額の第二
号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額に
相当する金額」とあるのは、「平成十二年度以後
に第三条第一項の規定による貸付けを受けた国
の貸付金の総額(この項又は次項の規定により
国に償還した金額を除く。)」とする。

第六条 平成十二年度及び平成十三年度における
新法第十三条第二項の規定の適用については、
同項中「県の特別会計の決算上」とあるのは「中
小企業の事業活動の活性化等のための中小企業
関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法

律第 号。以下「活性化法」という。第四条
の規定による改正前の第十條第二項に規定する
県の特別会計の決算上」と、同項第一号中「前々
年度までの国の貸付金」とあるのは「前々年度ま
でに交付された活性化法附則第五条第一項に規
定する旧補助金等」と、同項第二号中「前々年度
までに小規模企業者等設備導入資金貸付事業に
係る貸付金の財源に充てられるため県の一般会計か
ら県の特別会計に繰り入れた金額の総額(第四
項の規定により県の一般会計に繰り入れた金額
を除く。)」とあるのは「前々年度までに繰り入れ
た活性化法附則第四条に規定する旧繰入金の総
額」とする。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
に伴う経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日の前日において中小企業安定審議会の委員で
ある者の任期は、第五条の規定による改正前の
中小企業団体の組織に関する法律(次条におい
て「旧法」という。)第七十八條第一項の規定にか
かわらず、その日に満了する。

第八条 旧法第六十六條第一号に掲げる旧法第十
七條の三第一項の規定による事業者台帳の作成
若しくは管理に係る事務に従事する商工組合の
役員若しくは職員であつた者又は旧法第六十六
條第二号に掲げる旧法第六十四條の規定により
旧法第五十六條若しくは第五十七條の規定によ
る命令に係る事務を処理する組合の役員若しく
は職員であつてその事務に従事するものであつ
た者に係るその職務に関して知得した秘密を漏
らし、又は盗用してはならない義務について
は、第五条の規定の施行後も、なお従前の例に
よる。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第一号及び第二号に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、第一条の規定の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐり金融の状況等を勘案しつつ、同条の規定による改正後の中小企業信用保険法第三条の八に規定する特定社債保険の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号九十七の十三中「事業転換、調整規程又は総合調整規程の設定又は変更等」を「事業転換等」に、「組合員たる資格を有する者等の工場、事業場等」を「商工組合の事務所」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第八号中、「商工組合

連合会並びに商工組合であつて中小企業団体の組織に關する法律第十七条第一項第四号及び第五号に規定する事業のみを行うもの」を「及工商組合連合会」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の三中、「商工組合連合会並びに商工組合であつて中小企業団体の組織に關する法律第十七条第一項第四号及び第五号に規定する事業のみを行うもの」を「及工商組合連合会」に改め、同条第四項中「(商工組合に係るものにあつては中小企業団体の組織に關する法律第十七条第一項第四号及び第五号に規定する事業に使用する部分を除き、商工組合連合会に係るものにあつては同法第三十一条第五号及び第六号に規定する事業に使用する部分を除く。）」を削る。

(公庫の予算及び決算に關する法律の一部改正)
第十四条 公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「国民生活金融公庫」の下に「及び中小企業金融公庫」を加え、同条第三項中「債務保証料(沖繩振興開発金融公庫の場合に限る。)」の下に「、社債の利子(中小企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫の場合に限る。)」を加える。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律の一部改正)
第十五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

第十三条を次のように改める。

(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)

第十三条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三條第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資

金貸付事業に、「国からの補助金」を「国の貸付金」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置等に関する法律の一部改正)

第十七条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)
第十八条 中小小売商業振興法の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

第五条の二 削除
第五条の三第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

(伝統的工芸品産業の振興に關する法律の一部改正)
第十九条 伝統的工芸品産業の振興に關する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に關する法律の一部改正)

第二十条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に關する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び新事業開拓保険を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

第十一条を次のように改める。

第十二条 削除

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置
法の一部改正)

第二十一条 特定商業集積の整備の促進に関する
特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を
次のように改正する。

第八条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関す
る臨時措置法の一部改正)

第二十一条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑
化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二
号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)
第二十三条 中小企業流通業務効率化促進法の一
部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による
観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の
一部改正)

第二十四条 地域伝統芸能等を活用した行事の実
施による観光及び特定地域商工業の振興に関す

る法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次の
ように改正する。

第六条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の
利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置
法の一部改正)

第二十五条 エネルギー等の使用の合理化及び再
生資源の利用に関する事業活動の促進に関する
臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の
支援に関する法律の一部改正)

第二十六条 商工会及び商工会議所による小規模
事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五
十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財
政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十七条 阪神・淡路大震災に対処するための
特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七
年法律第十六号)の一部を次のように改正す
る。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除

第七十条第一項中「前三条」を「第六十七条及
び前条」に改める。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の
一部改正)

第二十八条 特定産業集積の活性化に関する臨時
措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次の
ように改正する。

第十六条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置
法の一部改正)

第二十九条 新エネルギー利用等の促進に関する
特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を
次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(中心市街地における市街地の整備改善及び商
業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部
改正)

第三十条 中心市街地における市街地の整備改善
及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(新事業開拓保険及び特定社債保険)に改め
る。

(新事業開拓促進法の一部改正)
第三十一条 新事業開拓促進法の一部を次のよう
に改正する。

第二十一条の見出しを「(小規模企業者等設備
導入資金助成法に関する特例)」に改め、同条中
「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業
者等設備導入資金助成法」に、「第三条第一項第
二号」を「第二条第四項」に、「第十五条の二」を「第
二条」に改める。

十四号の二に、「同法第十五条第一号」を「同条第
一号」に改める。

第二十八条第二項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)
第三十二条 中小企業経営革新支援法の一部を次
のよう改正する。

第六条第三項中「及び新事業開拓保険」を
「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め
る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第三条第二項中「中小企業近代化資金等
助成法による貸付金の償還期間の延長」を削
る。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備
等に関する法律の一部改正)

第三十三条 地方分権の推進を図るための関係法
律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八
十七号)の一部を次のように改正する。

第三百十五条中「第六十五条中「受ける者」の
下に「主務大臣の処分を受ける者に限る。」を
加える。」を削る。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第三十四条 産業活力再生特別措置法の一部を次
のよう改正する。

第十六条第三項及び第二十四条第七項中「及
び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特
定社債保険」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)
第二十五条 小規模企業者等設備導入資金助成
法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一

項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二條第四項に規定する貸与機関(以下この条において「貸与機関」という。)が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業(以下この条において「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用権(同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。)に係るものについては、同法第四條第二項の規定にかかわらず、一の借主に對して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

第二十七條の表下欄中「第二十五條第三項を「第二十五條」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第三十五條 中央省庁等改革関係法施行法の一部を次のように改正する。

第八百九十五條中「財務大臣」の下に「通商産業省令、大蔵省令」を「経済産業省令、財務省令」を加える。

第九百二條見出しを含む。中「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

第九百五條を次のように改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第九百五條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二第一項中「省令」を「主務省令」に改める。

第一百條の二第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律における主務省令は、商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣が共同で発する命令とする。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三十六條 中小企業庁設置法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の二の二中「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三百二十五條を次のように改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三百三十五條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業分野等調整審議会及び」を削る。

第三章第八節の節名を次のように改める。

第八節 都道府県中小企業調停審議会

会

第八十條の二を削る。

第三百三十七條のうち、中小企業基本法第二十

七條の改正規定中、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)を削る。

附則第二十八條第四十三号を次のように改める。

四十三 削除

理由

近年の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化、事業協同組合等の組織の活性化、中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、近年の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法等の中小企業関係七法律等を改正し、中小企業の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化、事業協同組合等の組織の活性化、中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化
(一) 中小企業信用保険法及び信用保証協会法を改正し、信用保証協会の業務として、中小企業者の発行する社債に係る債務の保証

を行う業務を追加するとともに、信用保証協会が当該社債に係る債務保証を行う場合に、一定の要件を満たせば中小企業総合事業団との間で保険関係が成立する制度の創設等の措置を講ずる。

(二) 中小企業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法を改正し、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が中小企業者が新たに発行する社債を取得できる制度の創設等の措置を講ずる。

(三) 中小企業近代化資金等助成法を改正し、中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う制度から、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県への助成制度に移行する措置等を講ずる。

2 中小企業組合の組織の活性化
中小企業団体の組織に関する法律を改正し、事業協同組合、企業組合又は協業組合から株式会社又は有限会社への組織変更を可能とする規定を創設するとともに、商工組合による安定事業及び合理化事業を廃止する措置等を講ずる。

3 中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化
中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法を改正し、特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、研究開発等事業計画の認定事業者に係る新株引受権の付与に関する商法の特例措置等を講ずる。

4 附則

(一) この法律は、別段の定めがあるものを除

き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 所要の経過措置等について規定するほか、関係法律について所要の改正を行う。議案の可決理由

本案は、中小企業の事業活動の活性化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度一般会計補正予算に、緊急金融環境変化対応信用保証協会基金補助金として五億円、中小企業金融公庫出資金として六百五十五億円の合計六百六十億円が計上されている。右報告する。

平成十一年十二月八日

商工委員長 中山 成彬

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

中小企業の事業活動の活性化等の中、中小企業関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、創業・ベンチャー振興促進と併せ、小規模企業者等既存の中小企業者支援の重要性を十分認識し、間断なく政策評価を行い経済情勢の変化等を迅速・適確に中小企業政策に反映するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業者の直接金融による資金調達手段の多様化を図る重要性にかんがみ、中小企業信用保険法に基づく特定社債保険の対象中小企業者の要件の決定に当たっては、モラルハザードに

十分留意しつつ、事業資金を社債によって調達する意欲のある将来性・成長性のある中小企業者が債務保証の途を開き得ることとならないよう、十分な配慮を払うとともに、本法の施行状況に応じその見直しについても柔軟に対応すること。

二 中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による社債引受の対象企業の審査に当たっては、民間専門家の積極的な活用等により成長性・新規性等についての確かな判断を行い、中小企業者のニーズに応じた迅速かつ積極的な対応を行うよう努めるとともに、民間専門家の活用にあたっては当該企業の企業秘密の保全に万全を期するよう措置すること。

三 小規模企業者等設備導入資金助成法の実効性を確保するため、都道府県知事が本法の改正の趣旨に則した運用を適切かつ迅速に開始できるように、通商産業大臣告示を可能な限り早期にかつ明確な形で示すとともに、必要な財源確保に努める等施策の積極的な展開を図ること。

四 個人投資家によるベンチャー企業及びベンチャーキャピタルへの投資が活性化するように、エンジェル税制について更なる制度の拡充を図るよう努めること。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案

右

平成十一年十一月十九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

新事業創出促進法の一部を改正する法律
新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 創業等の促進(第四条―第十一条)」を「第二章 創業等の促進(第四条―第十四条)」を「第二章の二 新事業分野開拓の促進(第十四条―第二十一条の七)」に、「第六章 雑則(第三十六条―第三十八条)」を「第六章 雑則(第三十六条―第三十八条)」を「第七章 罰則(第三十九条)」に改める。

第一条中「行う事業」の下に「並びに新たな事業分野の開拓を加える。」

第二条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「新事業分野開拓」とは、事業者がその事業の著しい成長発展を目指して行う事業活動であつて、新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るものをいう。

5 この法律において「特定投資事業組合」とは、中小企業等投資事業有限責任組合規約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして通商産業省令で定める要件に該当することについて、平成十七年三月三十一日までに通商産業大臣の確認を受けたものをいう。

第三条第一項中「事業の開始」の下に「、新事業分野開拓の促進を加え、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項
イ 新事業分野開拓による新たな事業の創出の意義及び必要性に関する事項

ロ 新事業分野開拓の内容に関する事項
ハ その他新事業分野開拓の促進に関し配慮すべき事項

第八条第一項中「この条において」を削る。
第十条に後段として次のように加える。
この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、通商産業大臣の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

第十一条の次に次の一章を加える。
第二章の二 新事業分野開拓の促進
(実施計画の認定)

第十一条の二 新事業分野開拓を実施しようとする者(新事業分野開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む)は、当該新事業分野開拓の実施に関する計画(以下「実施計画」という)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十七年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新事業分野開拓の目標
二 新事業分野開拓の内容
三 新事業分野開拓の実施時期
四 新事業分野開拓の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
3 新事業分野開拓を実施しようとする者であつて株式会社であるもの(その株式の一部を特定

投資事業組合が保有しているものに限る。以下「特定会社」という。は、前項第四号に掲げる事項に代えて、当該特定投資事業組合が保有する当該特定会社の株式の数その他当該特定投資事業組合と当該特定会社との関係に関する事項であつて主務省令で定める事項を実施計画に記載することができる。

4 実施計画には、次に掲げる計画を含めることができる。

一 新事業分野開拓を実施しようとする者の取締役及び従業員以外の者であつて、その知識又は技能を活用することが新事業分野開拓を実施しようとする者の事業の成長発展を図るために特に必要なものとして主務省令で定める要件に該当する者(以下「特定支援者」という。)の有効な活用に関する計画

二 新事業分野開拓のための事業に必要な資産の譲受けに関する計画

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が第一号及び第二号(当該実施計画に第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、第一号及び第三号)に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

二 第二項第四号に掲げる事項が新事業分野開拓を確実に実施するために適切なものであること。

三 第三項に規定する事項が特定投資事業組合による特定会社の事業活動に対する効果的な指導が確実に行われることが明らかであることとを証するものとして主務省令で定める要件に該当するものであること。

(実施計画の変更等)

第十一條の三 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る新事業分野開拓を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて新事業分野開拓のための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

(議決権のない株式の発行の特例)

第十一條の四 認定事業者であつて株式会社であるもの(以下「認定会社」という。)が、商法第二百四十二條第一項に規定する議決権のない株式を発行する場合における同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「次ノ」とあるのは「日ノ属スル営業年度ノ終了ノ日ヨリ二年ヲ経過シタル後招集スル」と、同条第三項中「三分ノ一」とあるのは「二分ノ一」とする。

この場合において、新株発行による変更の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法(昭

和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に限り、適用する。

(新株の引受権の付与の特例)

第十一條の五 認定会社が認定計画に従つて新事業分野開拓を実施する場合(次項に規定する場合を除く。)において、取締役又は使用人である者に対し商法第二百八十八條ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「三分ノ一」とする。この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

2 認定会社が認定計画に従つて当該認定計画に記載された特定支援者(以下「認定支援者」という。)を有効に活用しつつ新事業分野開拓を実施する場合における当該認定会社に対する商法第二百七十五條第二項、第二百八十八條第二項、第二百八十九條第二項、第二百九十條ノ二第五項、第二百九十條ノ六及び第二百九十條ノ九第一項から第三項までの規定の適用については、同法第二百七十五條第二項第四号ノ三中「取締役又は使用人」とあるのは「取締役、使用人又は新事業創出促進法第十一條の五第二項ニ定ムル認定支援者」と、第二百八十八條第二項第三号中「第百七十五條第二項第三号乃至第六号」とあるのは「第百七十五條第二項第三号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは「第十二号二掲グル事項並ニ新事業創出促進法第十一條の五第二項

ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百七十五條第二項第四号ノ三二掲グル事項」と、同法第二百九十條ノ二第五項中「第二百八十九條ノ十九第一項」とあるのは「新事業創出促進法第十一條の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第二百八十九條ノ十九第二項」と、同法第二百九十條ノ六第五号中「第百七十五條第二項第四号乃至第六号」とあるのは「第百七十五條第二項第四号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは「第十二号二掲グル事項並ニ新事業創出促進法第十一條の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百七十五條第二項第四号ノ三二掲グル事項」と、同法第二百九十條ノ九第一項及び第二項中「取締役又は使用人」とあるのは「取締役、使用人又は新事業創出促進法第十一條の五第二項ニ定ムル認定支援者」と、同条第三項中「十分ノ一」とあるのは「三分ノ一」とする。

ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百七十五條第二項第四号ノ三二掲グル事項」と、同法第二百九十條ノ二第五項中「第二百八十九條ノ十九第一項」とあるのは「新事業創出促進法第十一條の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第二百八十九條ノ十九第二項」と、同法第二百九十條ノ六第五号中「第百七十五條第二項第四号乃至第六号」とあるのは「第百七十五條第二項第四号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは「第十二号二掲グル事項並ニ新事業創出促進法第十一條の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百七十五條第二項第四号ノ三二掲グル事項」と、同法第二百九十條ノ九第一項及び第二項中「取締役又は使用人」とあるのは「取締役、使用人又は新事業創出促進法第十一條の五第二項ニ定ムル認定支援者」と、同条第三項中「十分ノ一」とあるのは「三分ノ一」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する商法第二百八十八條第二項第三号に掲げる事項(取締役、使用人又は認定支援者に新株の引受権を与えることができる旨の規定に係る部分に限る。)についての設立又は変更の登記の申請書には、認定事業者である旨及び認定計画の内容を証する主務大臣の書面を、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面をそれぞれ添付しなければならない。

4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発

行者である会社でない場合であつて、商法第二百八十條ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。

(事後設立における検査役調査に関する特例)

第十一条の六 認定会社が認定計画(第十一条の二第五項第一号及び第三号に適合するものとして認定を受けたものに限り)に従つて商法第二百四十六條第一項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合において、当該認定会社の取締役は、当該契約が相当であることの証明を受けるため、弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人に当該契約を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として当該契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該認定会社の取締役には商法第二百四十六條第二項の規定は、適用しない。

2 前項前段の主務大臣の認定を受けた認定会社の取締役は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る調査による証明を受けたことを当該主務大臣に報告しなければならない。この場合において、当該主務大臣は、当該認定に係る調査による証明を不当と認めるときは、当該報告を受けてから二週間以内の限りに、当該認定を取り消すことができる。

3 第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合において、認定会社の取締役は、第一項前段の調査による証明を受けたことを証する書面及び第二項の規定による取消しを受けていないことを証する当該主務大臣の書面を商法第二百四十六條第一項において準用する同法第二百四十五條第一項の決議をすべき株主総会に提出しなければならない。

4 認定会社の取締役及び監査役は前項に掲げる書面を調査し、前項の株主総会にその意見を報告しなければならない。

5 第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者が認定会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役も、前項に規定する任務を怠ったことにより、その責めに任ずべきときは、その当該調査による証明を行った者、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(中小企業信用保険法の特例)
第十一条の七 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす。

第三条第一項	保険価額の合計額が	新事業分野開拓連保証(以下「新事業分野開拓連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	新事業分野開拓連保証に係る保険価額の合計額とその他の他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第三項	当該保証をした	新事業分野開拓連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
当該債務者	新事業分野開拓連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓連保証の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金(以下「新事業分野開拓事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー

対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第二十八條第一項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))を普通保険、無担保保険又は特別小口保険に改める。

第三十二條第一号中「必要な資金」の下に「及び認定事業者が認定計画(第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。))に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金」を加え、同条第三号中「必要な資金」の下に「認定事業者が認定計画(第十一

条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。に従って行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金及び特定投資事業組合が行う事業に必要な資金を加え、同条の次に次の一条を加える。

(政府の出資)

第三十二條の二 政府は、基金が前条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

第三十三條の見出しを「債務保証特別勘定」に改め、同条第一項中「前条第一号」を「第三十二條第一号」に、「特別勘定」を「債務保証特別勘定」に改め、同条第二項及び第三項中「特別勘定」を「債務保証特別勘定」に改め、同条第四項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。第六條の第三項に規定する特別勘定を削り、「平成三年法律第八十二号」の下に「特定商業集積整備法」という。を、「平成四年法律第二十二号」の下に「以下「輸入・対内投資法」という。を加え、「特別勘定並びに」を「特別勘定」に改め、「再生資源利用等特別勘定」の下に並びに第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定を、「一般勘定」の下に「第三十四條の四第二項において「一般勘定」という。を加え、「一部を特別勘定」を「一部を債務保証特別勘定」に改める。

第三十四條の見出しを「新事業創出促進信用資金」に改め、同条第一項中「新事業創出等促進信用資金」を「新事業創出促進信用資金」に、「日本開発銀行から出資された」を「日本政策投資銀行が出資した」に改め、同条第二項中「新事業創出等促進信用資金」を「新事業創出促進信用資金」に、「特別勘定」を「債務保証特別勘定」に改め、同条の次に

次の三条を加える。

(出資特別勘定)

第三十四條の二 基金は、第三十二條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別勘定(以下「出資特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、出資特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七條第一項の規定にかかわらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、出資特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(新事業創出促進出資資金)

第三十四條の三 基金は、第三十二條第三号に掲げる業務に關して、新事業創出促進出資資金を設け、第三十二條の二の規定により政府が出資した金額及び第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本政策投資銀行が出資した金額をもってこれに充てなければならない。

2 新事業創出促進出資資金は、出資特別勘定に

おける毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあつては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(新事業創出促進推進資金)

第三十四條の四 基金は、第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、新事業創出促進推進資金を設けるものとする。

2 基金は、新事業創出促進推進資金に係る経理については、一般勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、特定施設整備法第四十條第二項の規定にかかわらず、特定施設整備法第四十七條第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において新事業創出促進推進資金に充てるものとする。

4 新事業創出促進推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、新事業創出促進推進資金に充てるものとする。

第三十五條の見出しを「特定施設整備法の特例」に改め、同条中「金額並びに新事業創出促進法」の下に「第三十二條の二の規定により政府が出資した金額並びに同法を加え、「日本開発銀行が」を「日本政策投資銀行が」に、「新規事業法第六條の三第一項に規定する特別勘定」を「新事業創出促進法第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定(以下「出資特別勘定」という。に、「及び日本開発銀行を」及び「日本政策投資銀行」に、「新事業創出促進法第三十三條第一項に規定する特別勘定」を「同法第三十三條第一項に規定する債務保証特別勘定」に改め、同条中「金額並びに」を「金額及び」に改め、同条中「第二項を第三項とし、第一項の次に

(報告の徴収)

第三十七條の二 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

第三十八條第一項中「第三條第二項第三号イ」を「第三條第二項第一号の二に掲げる事項について、通商産業大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣、同項第三号イ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に

特別勘定(以下「債務保証特別勘定」という。に、「及びこれら特別勘定」を「債務保証特別勘定に係る各出資者に対し、債務保証特別勘定及び出資特別勘定に改め、「係る各出資者に対し」との下に「同条第二項中「各出資者」とあるのは「債務保証特別勘定に係る各出資者並びに債務保証特別勘定及び出資特別勘定以外の一般勘定に係る各出資者」とを加え、「とし、新規事業法第六條の三第一項中「第六條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、新規事業法第六條の四第一項中「第六條第二号に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務」と、「第六條の二の規定により政府が出資した額」とあるのは「第六條の二の規定により政府が出資した額及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるものとして日本開発銀行から出資された額」と、新規事業法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに新事業創出促進法第三十二條第四号に掲げる業務」を削る。

第三十七條の次に次の一条を加える。

に次の一項を加える。

2 第十一條の二から第十一條の六まで及び前条における主務大臣は、実施計画に係る新事業分野開拓のための事業を所管する大臣とする。

第三十八條に次の一項を加える。

4 第九條第二項における主務省令は、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は同条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、第十一條の二第一項、第三項、第四項第一号及び第五項第三号並びに第十一條の六第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七章 罰則

第三十九條 第三十七條の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、法人又は人に對して同項の刑を科する。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

附則第七條の二第二項を次のように改める。

2 基金は、新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号 附則第六條第二項の規定により第三十二條の二の規定により政府から出資があつたものとされた金額の一部を特定商業集積整備法第九條第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に関する法律昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸

品産業振興法」という。第十一條第一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八條第六号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施四滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「なお効力を有する旧新規事業法」という。第六條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

八條、産業活力再生特別措置法第十四條及びなお効力を有する旧新規事業法第六條の規定に基づきその業務を行う場合には、第三十四條の二第一項中「第三十二條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第三十二條第三号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九條第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條第一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八條第六号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施四滑化臨時措置法(以下「なお効力を有する旧新規事業法」という。第六條第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十四條の三第一項中「第三十二條第三号に掲げる業務」とあるのは「第三十二條第三号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九條第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一條第一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八條第六号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四條第二号に掲げる業務及びなお効力を有する旧新規事業法第六條第二号に掲げる業務」と、及び第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てべきものとして日本政策投資銀行が出資した金額」とあるのは、第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てべきものとして日本政策投資銀行が出資した金額及び附則第七條の二第三項の規定により政府が出資した金額」とし、特定施設整備法第四十條第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出

資した金額並びに新事業創出促進法第三十二條の二の規定及び同法附則第七條の二第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

第二條 政府は、平成十七年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の新事業創出促進法(以下「改正後の新事業創出促進法」という。第二章の二に規定する新事業分野開拓の促進に関する措置について、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三條 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(以下「基金」という。)に對し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。附則第五條において「特定施設整備法」という。第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(特定新規事業実施四滑化臨時措置法の廃止)

第四條 特定新規事業実施四滑化臨時措置法(平

成元年法律第五十九号)は、廃止する。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「旧新規事業法」という。)第五条第二項に規定する認定事業者(以下この条において「旧認定事業者」という。)に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

2 旧認定事業者が認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における旧新規事業法第八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に行われている旧新規事業法第六条第一号の債務の保証並びにこの法律の施行後に行われる同号の債務の保証及び同条第二号の出資に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧新規事業法第六条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条」とし、

改正後の新事業創出促進法第三十三条第一項中「第三十二条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「新事業創出業務」という。）」とあるのは「第三十二条第一号に掲げる業務及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六十一条の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「新事業創出等業務」という。）」と、同条第四項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」と、改正後の新事業創出促進法第三十四条第一項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」とする。

5 第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧新規事業法第六条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するもののほか、改正後の新事業創出促進法附則第七条の二に定めるところによるものとする。

第六条 この法律の施行の際旧新規事業法第六条の第三項に規定する特別勘定(以下この条において「旧特別勘定」という。)に所属する権利及び義務は、改正後の新事業創出促進法第三十四条の二第一項に規定する出資特別勘定(以下この条において「新特別勘定」という。)に帰属するものとする。

2 前項の規定により旧特別勘定に所属する権利及び義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律の施行前に旧新規事業法第八条の二の規定により政府が基金に出資した額に相当する金額は、この法律の施行に際し改正後の新事業創出促進法第三十二条の二の規定により政府から基金に出資されたものとする。

3 第一項の規定により旧特別勘定に所属する権利及び義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律の施行の際旧新規事業法第六条の四第一項の特定新規事業実施円滑化出資資金に充てられている金額は、改正後の新事業創出促進法第三十四条の三第一項の新事業創出促進出資資金に充てられたものとする。

4 この法律の施行の際旧新規事業法第六条の五第一項の特定新規事業実施円滑化推進資金に充てられている金額は、改正後の新事業創出促進法第三十四条の四第一項の新事業創出促進推進資金に充てられたものとする。

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)
第八條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五條」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)附則第七條の二」に改める。
第九條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部(改正)
第九條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十二条」に改める。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)
第十條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の三第一項に規定する特別勘定」を削り、「特別勘定並びに」を「特別勘定」に改め、「再生資源利用等特別勘定」の下に「並びに新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十三條第一項に規定する債務保証特別勘定及び同法第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定」を加える。

第十三條第二項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法附則第五條」を「新事業創出促進法附則第七條の二」に改める。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)
第十一條 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五條」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)附則第七條の二」に改める。
(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第十二條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時

時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条の三第一項に規定する特別勘定を削り、及びエネルギー使用合理化特別勘定」の下に「並びに新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十三条第一項に規定する債務保証特別勘定及び同法第三十四条の二第一項に規定する出資特別勘定」を加える。

第十八条第一項中「から出資された」を「が出資した」に、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条の五第一項中「第六条第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに改め、「第十條第三号に掲げる業務」の下に並びにこれらに附帯する業務」を加える。

(産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の一部改正)
第十三条 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律(平成八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「附則第五条の規定による改正後の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。次条において「改正後の新規事業法」という。第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに改め、「第十條第三号に掲げる業務」の下に並びにこれらに附帯する業務」を加える。

三十二條第四号に掲げる業務及びこれに「第十六條第三号に掲げる業務」を「第十六條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」に改める。
附則第三条を次のように改める。
第三条 削除
(商法の一部を改正する法律の一部改正)
第十四条 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第八條から第十一條まで」を「第八條第三項、第五項及び第六項、第九條から第十一條まで」に、「及び第十四條」を並びに第十四條に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に改め、同項を同條第二項とする。
(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)
第十五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに改め、「第三号に掲げる業務」の下に「並びにこれらに附帯する業務」を加える。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)
第十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項中「から出資された」を「が出資した」に改める。
第二十四條中「から出資された金額」を「が出資した金額」に、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の三第一項中「第六條第二号」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の二第一項中「第三十二條第三号」に、「附帯する業務」とあるのは「第六條第二号」を「附帯する業務」とあるのは「第三十二條第三号」に、「第六條の四第一項中「第六條第二号に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号」を「第三十四條の三第一項中「第三十二條第三号に掲げる業務」とあるのは「第三十二條第三号」に、「第六條の二の規定により政府が出資した額及び」を「日本政策投資銀行が出資した金額」に、「第六條の二の規定により政府が出資した額及び」を「日本政策投資銀行が出資した金額並びに」に、「から出資された額」を「が出資した金額」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第十七條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新事業法」という。第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに改め、「第十條第三号に掲げる業務」の下に並びにこれらに附帯する業務」を加える、同條第二項中「新事業法附則第五条及び」及び「平成十年法律第五十二号」を削る。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第十八條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第九百七十三條を次のように改める。
第九百七十三條 削除

第十五條中「第三十八條を除く」を「第三十八條第一項及び第三項を除く」に改め、「国土交通大臣」の下に、「通商産業大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣」を「経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」を加え、「同條第二項中」を「同條第三項中」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六條の十三第二項第三号中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」を「新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法」に改め、同條第三項第三号中「平成十三年三月三十一日まで」を「新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日の前日まで」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とする。

理 由

我が国の経済情勢の現状を踏まえ、我が国における事業活動を活性化させるためには新たな事業の創出を一層促進することが重要であることにかんがみ、新商品の生産、新役務の提供等による新たな事業分野の開拓を図る事業活動を支援するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の経済情勢の現状を踏まえ、我が国における事業活動を活性化させるためには新たな事業の創出を一層促進することが重要であることにかんがみ、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る事業活動を支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 新事業分野開拓の実施に関する計画の認定
事業者であつて株式会社であるものに對し、次の措置等を講ずる。

(一) 資金調達の見直しを図るため、商法の特例措置として、議決権のない株式の発行上

限を二分の一に引き上げるとともに、優先配当をなくしてもよい期間を延長する措置
(二) 優秀な人材確保の円滑化を図るため、商法の特例措置として、新株引受権の付与上限を発行済株式総数の三分の一に引き上げるとともに、外部の支援者に対しても付与を可能とする措置

2 ベンチャーキャピタリストの育成及び活用を図るため、中小企業等に対する積極的な指導を行い得る中小企業等投資事業有限責任組合に對し、産業基盤整備基金による出資を可能とする措置等を講ずる。

3 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 特定新規事業実施円滑化臨時措置法を廃止することとし、所要の経過措置等について定めるほか、関係法律について所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、我が国における新たな事業の創出の一層の促進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することにした。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度産業投資特別会計補正予算に、産業基盤整備基金への出資金として百四十五億円が計上されている。

平成十一年十二月八日

商工委員長 中山 成彬
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

新事業創出促進法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の運用に当たっては、実施計画申請の手続を簡素化するなど、利用者の利便性に配慮するとともに、認定事業者等が各種支援策を十分に活用できるようその周知徹底を図ること。

二 新事業分野開拓における資金調達の円滑化に資する中小企業等投資事業有限責任組合に對する支援施策の一層の拡充に努めること。

三 中小企業技術革新制度(日本版SBI-R制度)について、参加省庁の拡大及びその予算額の一層の確保に努めること。

四 我が国経済の再活性化に向け、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業に對する支援、中小企業者の新技術を利用した事業活動の促進及び地域産業の資源を活用した事業環境の整備の推進等の施策を積極的に展開すること。

五 ベンチャー企業等に對し、国有特許の円滑な活用、特許料の軽減等について早急に検討し、実現に努めるとともに、産学連携を一層推進し、その実効が確保されるよう各般の措置を講ずること。

衆議院會議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三 九 前十一條 第十二條

発行所 千一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号 電話 03 (3587) 4294
大蔵省印刷局 定価 本号一部 一三〇円
(本体 一三〇円)